

＜私（1945生まれ）と公民館＞

- 1950 ナトコ映画 公民館音楽教室
- 1960 中央の文化に触れる場所：中央公民館
- 1970 社会教育施設の実態調査：河野通祐
- 1981 全公連30周年応募論文「多数派建築論」
- 1990 地域集会施設の機能構造
- 2000 日本大学大学院講義「公共建築論」
- 2010 「公民館のデザイン」編集・・公民館学会
- 2020 公民館を含む複合施設
アドバイザー・プロポーザル審査・建設委員

3

* 第1章 空間をデザインする

関心を呼ぶ記号を、創る・示す・反復する

建前(ロマン)と造作(リアル)

執念と愛着で創作の斧を振う

4

受け継がれる場所：「公物」



5

デザインの主体

作る側と作られる側

建物を造る

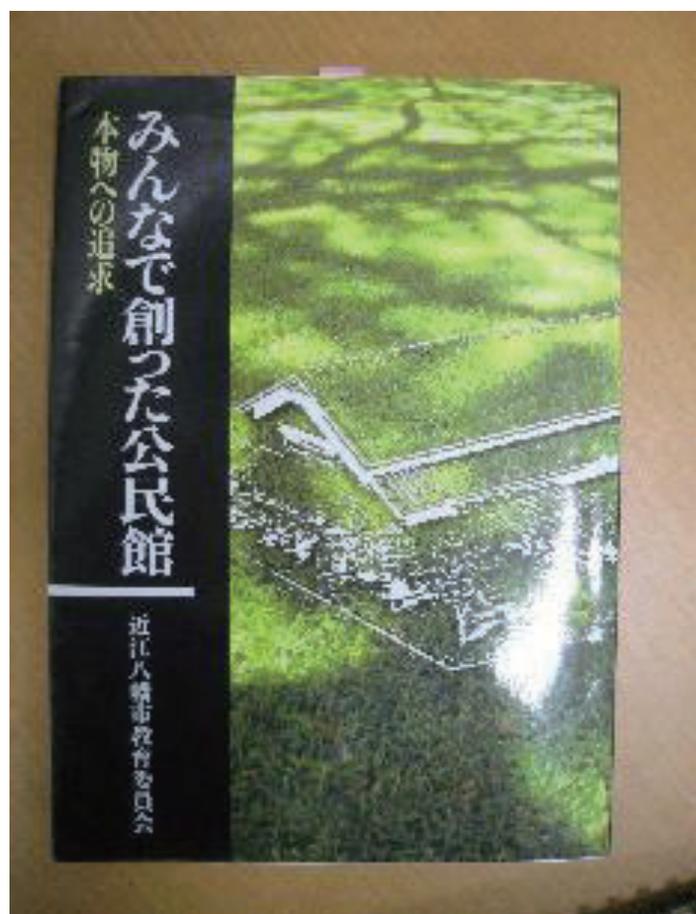
教育委員会

建築作品を創る

建築設計者

場所：空間を作る

住民



6

既存建物を転用

近代にあって木造建築は低級なもの



7

館の建設

公民館は箱ものではない

第12区公民館



元町公民館



8

走る公民館

青空公民館



9

公民館らしさを求めて —先例のない公民館建築—



10

瀟洒な白亜の近代建築

-わが町の近代化-



11

シビルミニマム

-農村の近代化-



12

機能が形態を生み出す

—公民館建築の様相—



13

講座・サークルの小室群に特化

—地域個別にある公民館建築の個性—



14

地域住民の結節点の視覚化

-建築家の個性が施設空間を生み出す-



15

空間をデザインする

社会教育施設の空間をデザインとは

- ・ 事業と場所を施設すること
- ・ 施設の目的を理解し、要求機能を発見し、利用者との共通認識を確立する作業

デザインは、制度の先駆け >< 制度の守護神

16

言語領域と技能・技術領域

建築デザインのプロセス

17

* 建築デザインのプロセス

企画構想 . . . 言語領域

→ 基本設計 . . . 空間表現領域

→ 実施設計 . . . 工学的領域

→ 施工 . . . 技術領域

→ 運営・維持管理

< 意図伝達業務・改善・軌道修正 >

18

* 建築設計者の選定

<建築行為に関わる3つの主体>

a発注者 b設計者 c施工者

<設計者選定>

- 1、随意契約 設計者の見識と技量
- 2、競争入札 落札価格の多寡
- 3、プロポーザル 提案内容の優劣
- 4、コンペ 設計作品の優劣
- 5、設計・施工一括・連係体制の合理性

19

業務委託・民活

- ・DB方式 基本設計委託
実施設計・施工一括委託
- ・DBO方式 設計・施工・維持管理業務一括委託
- ・PFI 方式 基本設計～施工・工事監理を一括して
性能発注。建物リース施設整備終了後に
 - a 所有権を市に移転
 - b 建物リース
 - c 建物・土地リース

20

第1章 小結

21

公民館のデザインは社会の縮図 ロマンとリアル



22

<小結>

公民館という場を関心が作る 場所をデザインする 主体は誰か

建物の発注者
場所の制度決定者
空間の設計者
施設運営者

23

空間の意義と場所の力

- 1、場所そのものが持つ吸引力
- 2、空間に関心を持つ人の行動力
- 3、公民館領域のパブリックヒストリー
- 4、公民館から発信される情報

24

第2章 公民館建築小史

25

公民館前史 - 苦楽部→倶楽部



26

公民館の変遷（年代は目安）

- 第1世代 草創期の公民館（1946～）
- 第2世代 公民館の定着（1949～）
社会教育法制定
- 第3世代 行政再編と公民館の変容（1954～）
- 第4世代 近代化公民館（1960～）
- 第5世代 新しい公民館像の展開（1970～）
- 第6世代 生涯学習政策下の公民館（1980～）
- 第7世代 地域の実情を踏まえた運営（2001～）
社会教育法改正

27

* <配布資料：「公民館建築小史」浅野平八>

月刊「建築の研究」（一社）建築研究振興会発行
2014年222～226号

- その1 社会教育施設としての公民館建築
- その2 社会教育法における公民館制度と建築
- その3 「公の施設」としての公民館配置
- その4 地域公共施設の集約と公民館
- その5 地域創造型公民館の展開

28

社会教育法制定前

公民館建築の萌芽

29

公民館建築の萌芽

農村公民館設計の一試案

- 1947年（寺中作雄、鈴木健次郎）
- 公民館シリーズ3「公民館の経営」
- 5000～10000人対象、
- 木造2階建て約600m²、
- 事務室、陳列室、座談室、娯楽室、作業室、
- 講堂（250～300人）
- 講習室（40～50人）等

30

生活と住居
1947年6月創刊～1948
年7月

月刊雑誌、
出版：誠文堂新光社

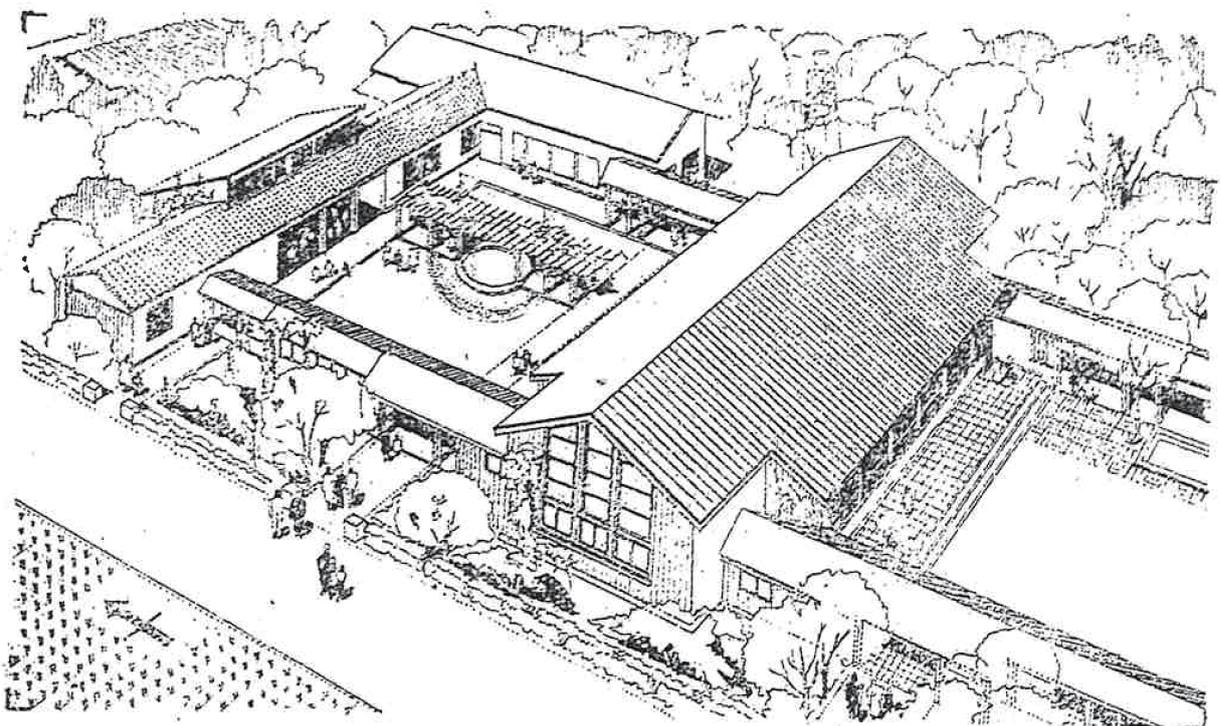
「銃の時代は終わった。
これからはペンの時代だ。
新しい住生活の雑誌を出
そう」（小野薫）

編集長：河野通祐
テーマ「ここにも暮らし
がある」



33

公民館建築の萌芽 「村の家」 遠藤新



34

* 公民館の設置及び運営に関する基準

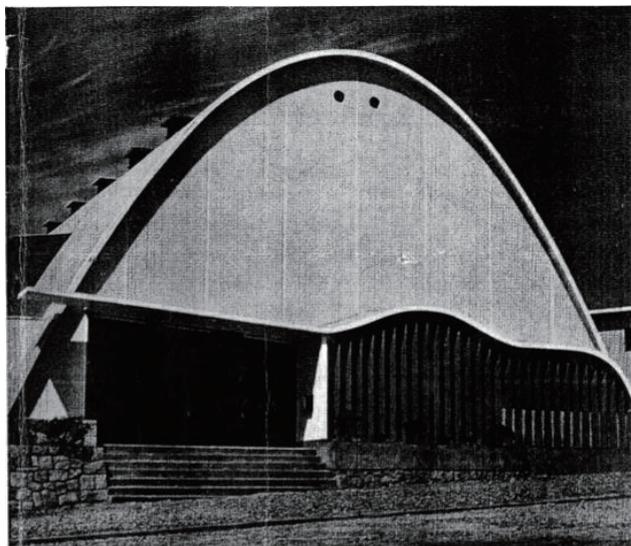
- ・ 1948年 文部省告示第94号設備規定
- ・ 1959年 文部省告示第98号公民館の基準
 - ・ 対象区域
 - ・ 建築延べ面積（規模100坪）
 - ・ 設備 備品

35

1954 「公民館図説」の刊行

- ・ 編著 文部省視学官
小和田 武紀
(監修 寺中作雄)

<公民館とは>
<建物事例紹介>
優良公民館
町村合併事例
外国公民館類似施設
全公連復刻版2008年



36

1956 八幡浜市 中津川公民館

愛媛県

木造2階建

設計者：松村正恒

（八幡浜市

土木課建築係）

1階：共同作業場

・炊事室・電話室

2階：広間（60畳）

（5間X6間）

舞台を兼ねた和室



37

1958 八幡市公民館

都市型公民館の発祥

多方向から入れるホール

講座・実技のための

小室群

設計者：村野藤吾

（郷土出身の建築家）



38

機能的合理的建築

公民館建築の標準化

39

* 公民館建築の標準化

建築設計資料集成：公民館の章（1952）

- 社会教育法・社会教育課程の編成 講座別所用室
- 主査 文部省管理局教育施設部長中尾竜彦
- 委員 佐藤平 河野通祐 川添智利 三輪泰司
中島俊教
- 社会教育課程の編成 講座別所用室
- 参考例（木造・鉄筋コンクリート造の設計例）

40

公民館建築の標準化



41

施設建築の手引き 1963年

文部省社会教育局

「社会教育施設建築の手引き
—公民館と青少年教育施設—

主査: 管理局教育施設部長
: 中尾龍彦

専門委員: 河野通祐・

川添智利・佐藤平・三輪泰司

「施設建築」

「青少年教育施設」

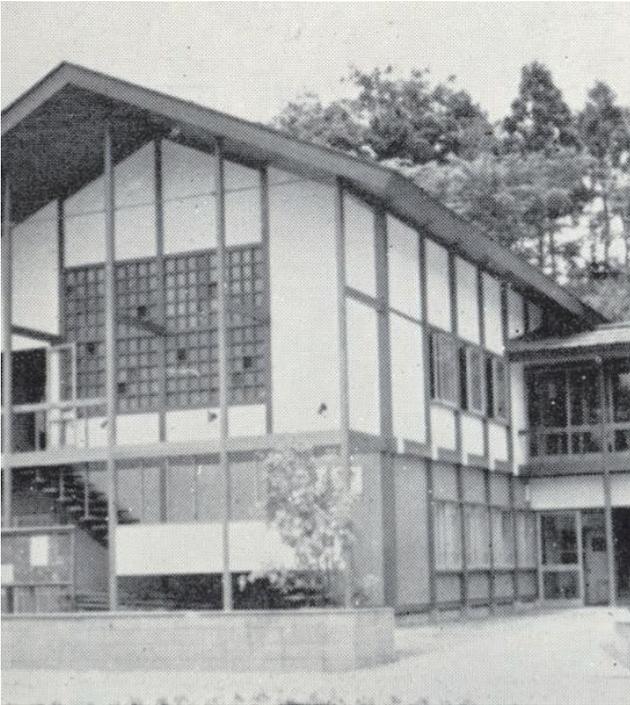
解説書、普及書:

「進展する社会と公民館の運営」



42

社会教育施設建築：10の機能



43

社会教育施設建築：10の機能

- 1, 図書資料貸し出しの運営管理
- 2, 資料を保管できるへや
- 3, 日常生活に必要な実習のへや
- 4, 趣味、レクリエーションに必要なへや
- 5, 講義屋討議に便利なへや
- 6, 日常的展示と臨時的展示（大規模）の場
- 7, 数十人ないし300人の集会のできるへや
- 8, ここの相談に応じる時に使うへや
- 9, 気楽に休憩を楽しみうるへや
- 10, 職員や入館者が自由に事務のとれるへや

44

公民館のあるべき姿と今日的指標

1967年全国公民館連合会

- 急激な社会構造の変化に対応する公民館
集会と活用、学習と創造、総合と調整
- 公民館の特性
地域性、施設性、専門性、公共性

45

公民館建築の生成

- 機能： 大集会・講座・実習
- 規模： 鉄筋コンクリート造
3階建
延べ床面積 600~700m²
- 配置： 学校区に1館の独立館並列方式

46

事例1

1972年 千倉町中央公民館

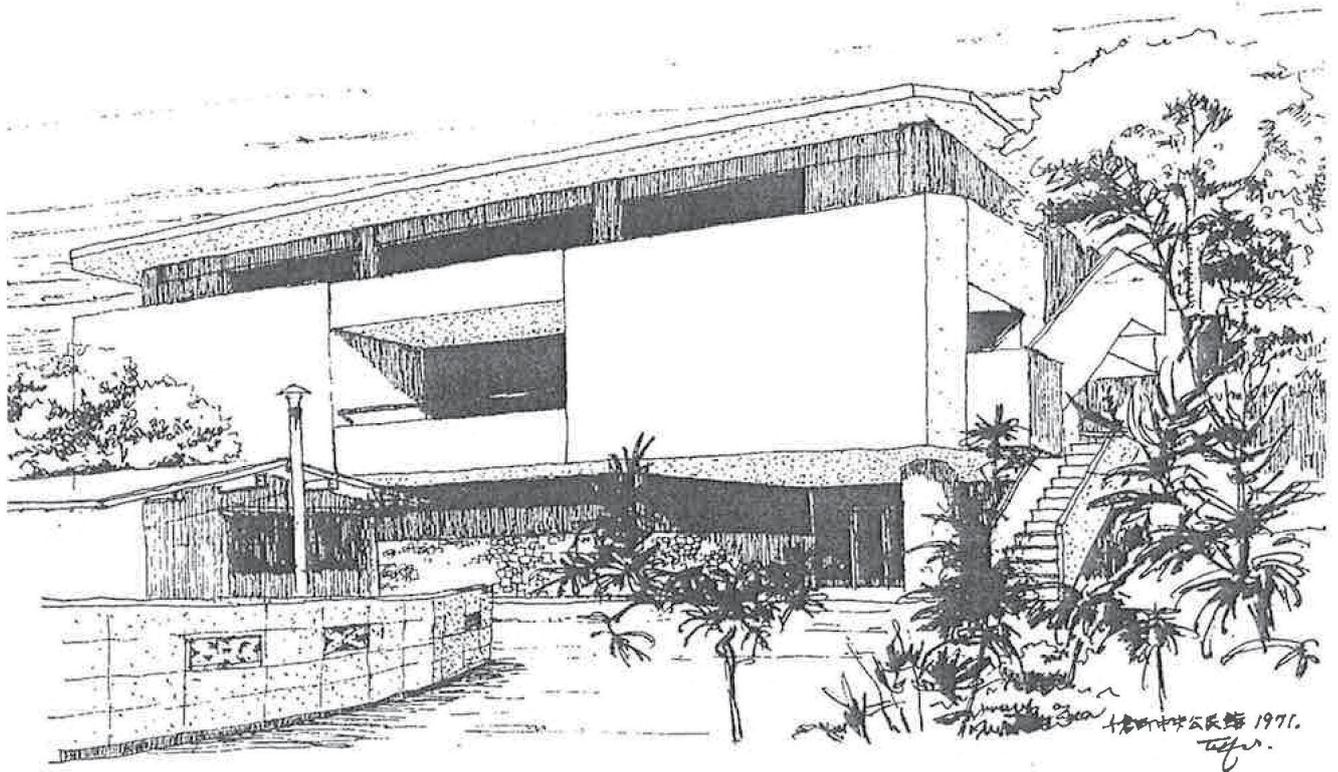
47

構想から開館まで

- 1947年 千倉町公民館（農業会内）
- 1960年代 町長の選挙公約
社会教育の振興と施設の充実
基本構想・・・教育委員会－社会教育課
公民館建設のための研究会・・・住民組織
- 1969年、設計者選定候補者ヒアリング
施設研究会・・・設計者＋住民組織
公開討論会
- 1971年 開館 → 2006 廃館

48

公民館のイメージ：河野通祐



49

1972千葉県千倉町中央公民館



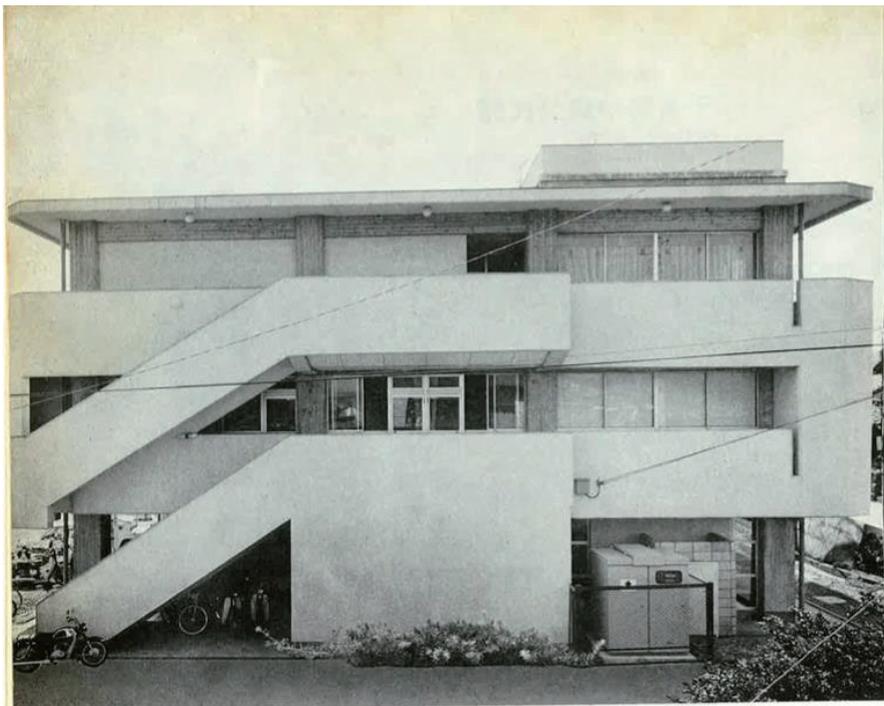
50

作業靴で来館



51

町民との協議を重ねた設計



52

1階 土間ロビー



53

2階 ロビー



54

趣味やレクリエーションなどなど



3階 講義や討議に便利なへや



数十人ないし300人の集会



57

町民の館



58

公民館建築の拡大・拡散

59

公民館十町役場のある風景 -ヒューマニズムの建築-

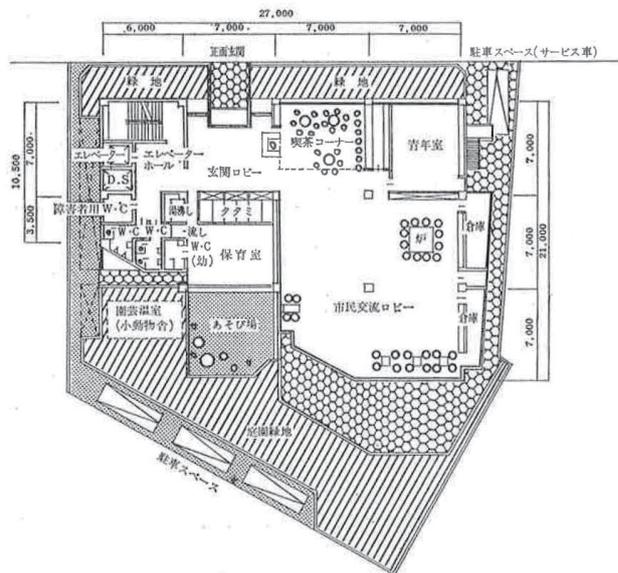


60

都市型公民館：3階建論

- 1階 溜まり場
 - 2階 サークル活動
 - 3階 継続的学習
- 国立市公民館案
延べ床面積 1893m²
ロビー面積 400m²

- * オープンスペース率
- * 学習諸室率



61

都市代用型公共建築 自宅にない設備・環境



62

理想の具現化



63

公共施設の合築 施設のシンボル化



64

高水準の公民館建築配置



65

公民館の再構築

66

公民館の再構築

- 地域公共施設の再編：選択と集中
- 開発地のコミュニティ拠点形成
- 市町村合併による新拠点形成
- 震災後、耐震補強や高台移転による再建

67

「公民館の設置及び運営に関する基準」改定（2003）

仕様規定から
性能規定へ

複合文化施設と
しての公民館



68

行政区再編と公民館統廃合



69

公民館十幼稚園十小学校



70

公共建築物等における 木材使用促進法（2010）



71

公民館の始原もどき 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館



72

建て替え3代の公民館



73

施設空間の3つの側面 社会教育・公共・コミュニティ



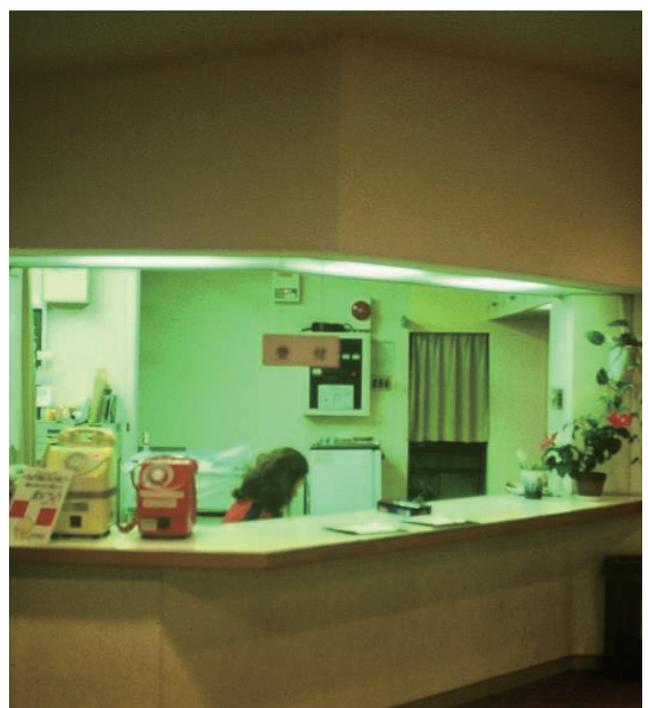
74

公民館の単位空間

- 公民館事務室・・・利用者対応・事務作業・研究
- 公民館ホール・・・レク・大集会・公演・催物
- 公民館図書館・・・活動支援資料・活動記録保存
- 公民館談話室・・・交流・懇談・打ち合わせ
- 小集団活動室・・・小集会・サークル活動
- 実習室・・・・・・・・技術習得・サークル活動
- 和室・・・・・・・・集会・茶道・和裁・休憩
- 活動支援設備・備品

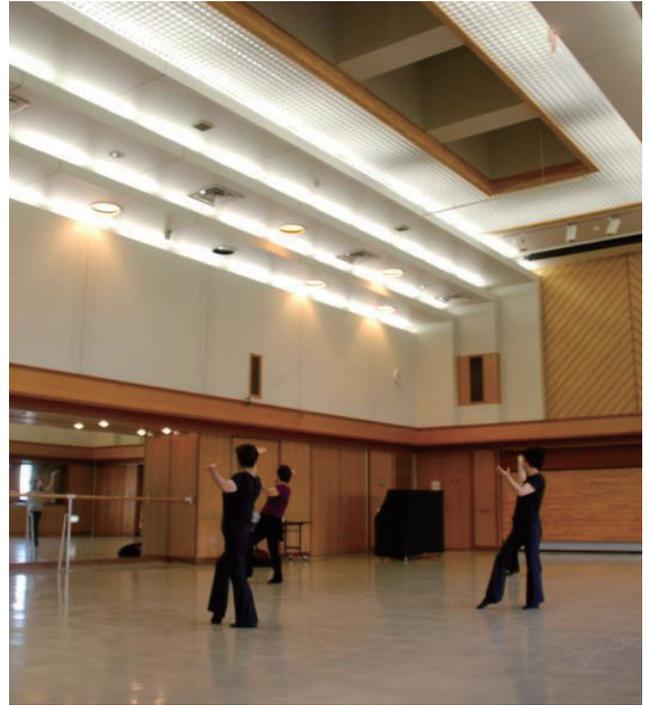
75

公民館事務室



76

公民館ホール



77

公民館図書室



78

公民館談話室



79

小集団活動室



80

実習室



81

活動支援

託児室



サークルロッカー一室



82

日本の固有種である公民館建築

第2章 小結

83

公民館建築の発達過程

萌芽→法制度→標準化

↑

↓

再編成←拡大・拡散

84

＜小結＞

- 見本のないところから萌芽した公民館建築
→地域個別の特性
- 設置基準がもたらした公民館建築
→適性規模と構成単位
- 公民館活動がもたらした施設空間
→単位空間の多様性

85

第3章 施設複合化問題

86

複合化は公民館の始原から

- 公民館構想（昭和21年7月）
- 此処に常時に町村民が打ち集って談論し読書し、生活上産業上の指導を受けお互いの交友を深める場所
- 郷土に於ける公民学校・図書館・博物館・公会堂・町村集会所・産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関

87

地域団体の混在混合



88

ロビーへの溢れ出し行為



89

ロビーワーク



90

多用途な公民館ホール



91

フリースペースの可変性



92

さまざまな補完機能を持つ和室



93

複合の長所・欠点

メリット

- 1、補完的組み合わせ
- 2、代替的效果
- 3、相乗的效果

ディメリット

- 1、主体の個別性の混乱
- 2、各施設の自律性が減衰
- 3、利用者の認知度減少
- 4、施設配置が偏在

94

複合とは
混合 ・ 融合

95

被災地の仮設公民館



96

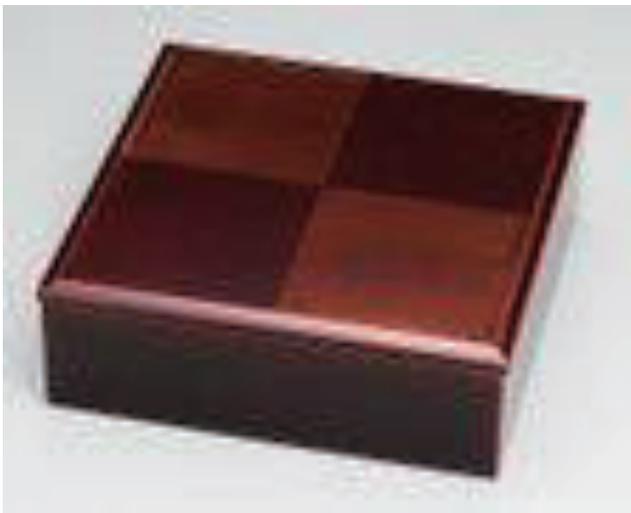
既存施設の転用公民館



97

器論

館論



98

平土間十収蔵庫



99

諸室融合



100

大集会室十小集団活動室群



101

和室続き間



102

事例 2019竣工

滋賀県多賀町中央公民館

103

まちとしての公民館 たくさんの場所が集まって出来た「まちのような公民館」を提案します。

緑豊かな山々・豊かな水源・古くから親しまれる多賀大社等、多賀町では自然と人々が共に生きることで、豊かな歴史と文化が育まれてきました。人が集まる土間を中心に、緑や風の感じられる居場所を散りばめ、賑わいと落ち着きを併せ持つ公民館を提案します。



外観イメージ/パース：屋根と壁が連なりたくさんの居場所をつくる

設計コンセプト

- 1 大きな場所と小さな場所が集まることで、誰もが気軽に入りの居場所を見つけられる空間をつくりまします。
- 2 フレキシブルに使える土間を中心とすることで、まちの方々が気軽に立ち寄る「まちづくりの拠点」を生み出します。
- 3 製材をベースに、地域の木材を最大限に利用したシンプルで軽やかな構造とします。
- 4 多様な大きさの特徴ある屋外空間を設けることで、多賀町らしい自然を感じられる空間をつくりまします。
- 5 まちの方々とともに作るプロセスを大切に、経過を広くまちに伝えることで完成までの機運を醸成します。

一つの空間に多様な居場所をつくる

壁と屋根によって、一つの空間の中に明るく大きな場所や静かで落ち着いた場所など、一人でも大勢でも楽しめる多様な居場所をつくりまします。



(a) 町民の持つ愛着を感じることができる、多賀ならではの魅力と誇りを再認識出来る施設整備

屋根と壁の連なりで多賀らしい空間をつくる

- 屋根と木の外壁、緑が連なることで、表情豊かな多賀らしい立面をつくりまします。
- ばらばらと配置される壁や可動式建具によって、滋賀の伝統的な日本家屋に見られるような軽やかで視線を奥へと導く空間をつくりまします。

山並みに呼応する勾配屋根

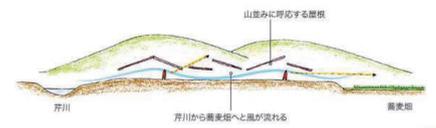
- 片流れの屋根が組み合わさり、鈴鹿山系の山並みに調和する佇まいをつくりまします。

水平に連続し、風や光の通り抜ける空間

- 芹川から蕎麦畑への心地よい風や光の通り抜ける、水平に連続する空間とします。



多様な屋根や壁、緑が連なりまちなみをつくる様子。木造の架構と可動式建具によって空間が奥へと連なる。



104

構想から開館まで

- ・2011 生涯学習のあり方を考える準備会
 - ・・・生涯学習課
- ・2014 中央公民館整備検討委員会
 - ・・・県立大学の協力
- ・2015 設計委託業務コンペ
 - ・・・公開審査会
- ・2016 中央公民館開設準備室
- ・2019 開館

105



106





109



110



111



112

3章 小結

113

<小結>

- 複合機能は公民館の本質
混合（七味唐辛子型）と
融合（ドレッシング型）
- 非単一機能空間の不定形利用の魅力
- 用を生み出す器としての施設空間
- 施設空間利用の極意は「幕の内弁当」

114

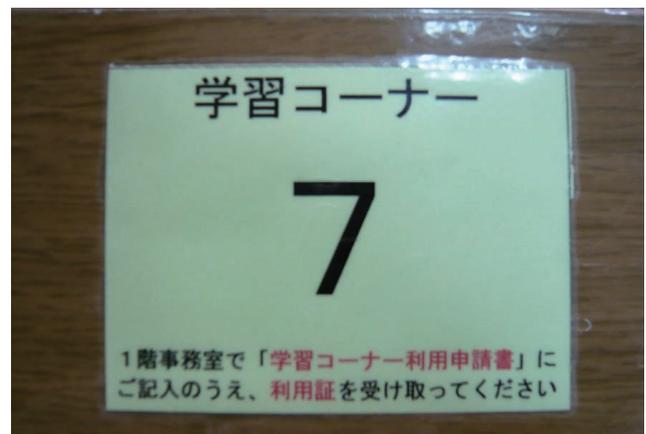
第4章 施設空間

115

制度化されて施設空間となる

約束事

設置条例



116

事例 2021 湯布院地域複合文化施設 大分県由布市湯布院公民館

117

つどう・まなぶ・つながる公民館の継承



118

1972年竣工 (旧) 湯布院公民館



119

湯布院地域複合文化施設ラックホール (公民館＋図書館＋市役所支所)



120

構想策定から開館まで

- 2015 公民館整備基本構想策定
* 主幹：社会教育課
- 2016 「公民館づくり市民塾」・・・アドバイザー
「公民館建設に係る市民懇話会」
- 2018 建設基本構想策定・・・施設建設準備室
建設設計プロポーザル実施・・・審査会
利用者団体別設計ヒアリング
設計に関するパブリックコメント
- 2020 施設愛称・ロゴ公募
- 2021 施設条例議決、開館

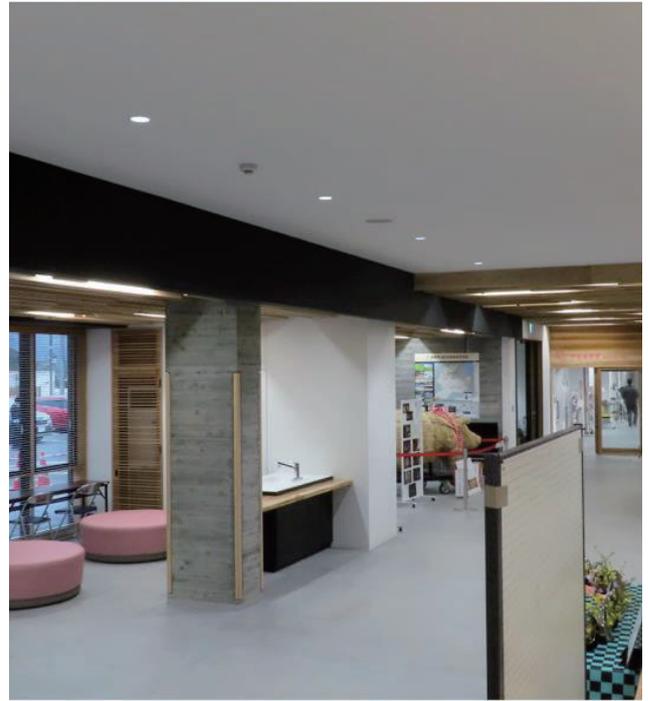
121

庁舎ゾーン



122

1階 ロビー



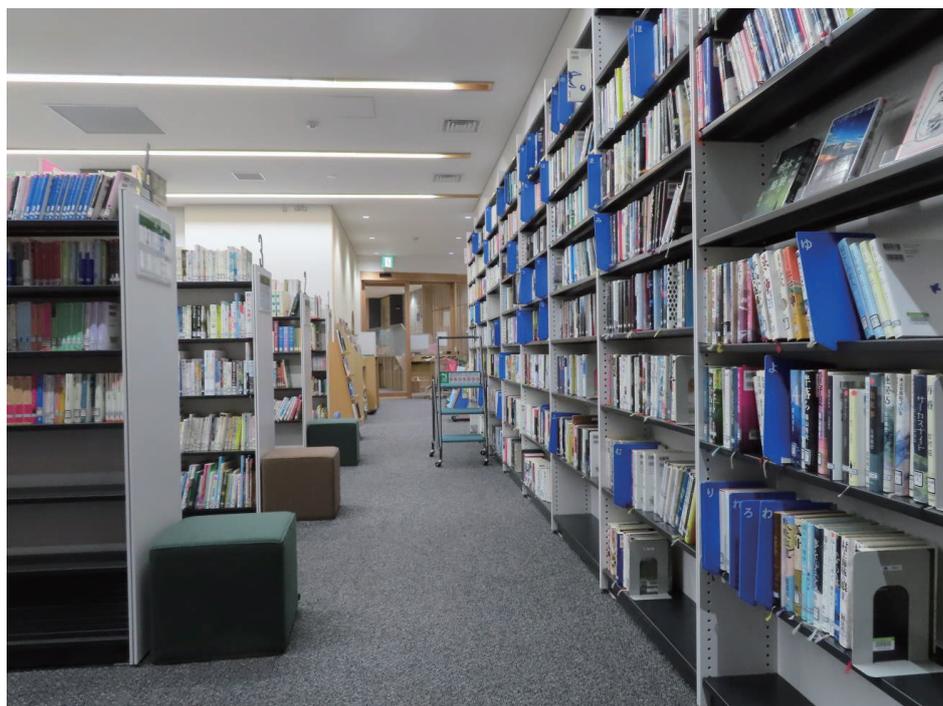
123

1階 大ホール



124

1階 市立図書館分室



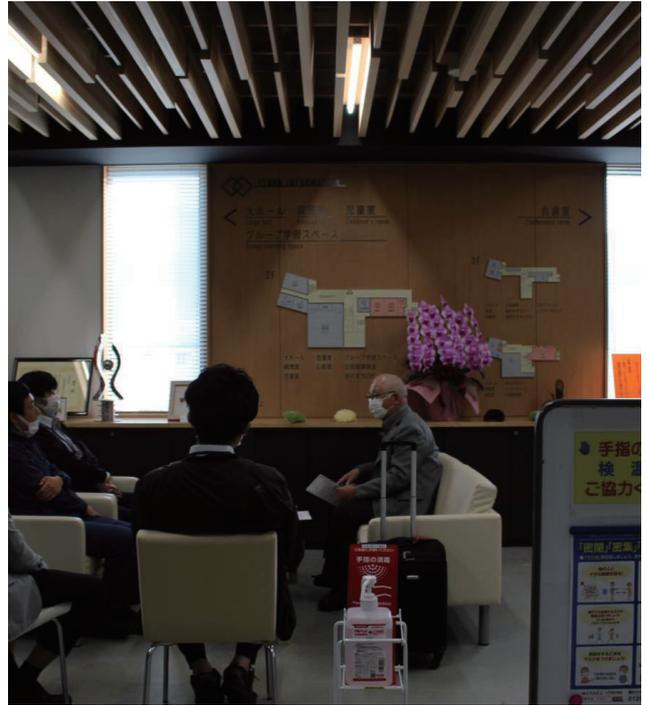
125

2階 公民館事務室



126

2階 ロビー



127

2階 ロビー



128



3階 ロビー・スタディーラウンジ



3階 ロビー・ワークスペース



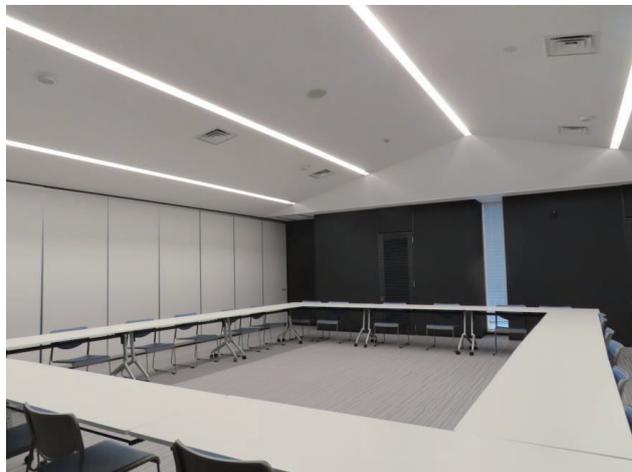
131

3階 和室：続き間



132

3階 可動間仕切り付き小ホール



133

運用の根底にある地域活動



2021.Autumn
**YUFUIN
MUSIC
FESTIVAL**

[日時] 11月27日(土) 開演 16:00
[会場] ♡ ゆふいんラックホール
コロナ禍の為、「完全予約制」です。

ゆふいん音楽祭
Yufuin Music Festival

山崎 伸子
(Cello)

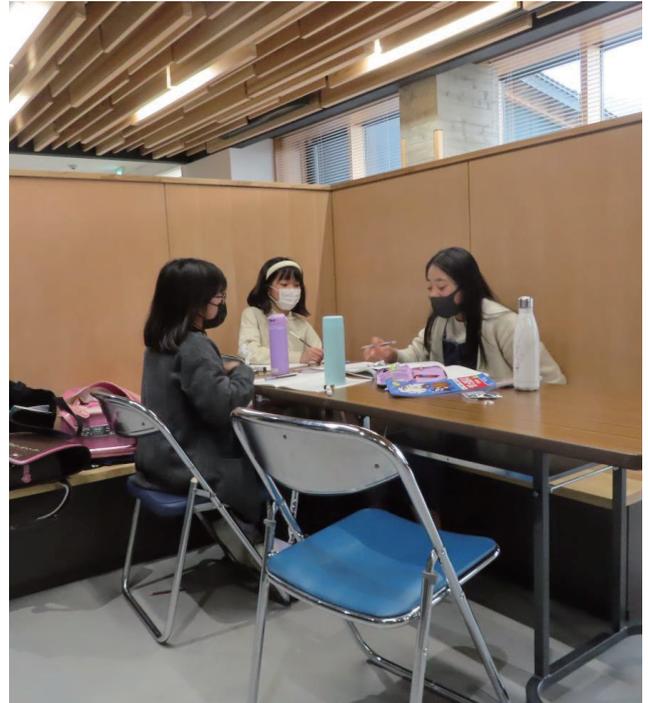
津田 裕也
(Piano)

ゆふいん音楽祭 秋のコンサート (一般) 4,000円 (小・中・高) 2,000円 (完全予約制)

PROGRAM

134

3階ロビー・スタディーラウンジ



135

4章 小結

136

小結

- 1 住民が活用できる施設空間の制度設計
- 2 施設空間構成の要諦はロビー
- 3 設置者、設計者、運営者、利用者が
コンセプトデザインを理解し共有し、
再生産する

137

まとめ

公民館は1日にしてならず
時代を切り拓く「飛び出す！公務員」

138

公民館建築研究の俯瞰

- 1 最古最優 → 始原もどきの再生
萌芽期公民館（平土間ホール＋小室群）
不定形利用と非単一機能空間
- 2 失敗学 → 場所的論理と呼応の原理
“亭主”不在の会所（都市型多目的施設）
建築の主体者不明の施設空間
- 3 公民館建設の蓄積が生成した単位空間
公民館活動のための空間デザイン

139

（補遺） 極意は「幕の内弁当」

- 美しい造形
- 欲深い機能
- 創造を誘う装置
- だれでも模倣できる確かな造形
- 田の字の仕切りは多様の統一
- どれも生きていて全部受け入れる（摂取不捨）
- 楽しみの開発
- 臨機応変
- 無駄のない文化
- 親切の極意

＜道具論：栄久庵憲司＞

140

社会教育施設としての公民館建築

浅野 平八*

はじめに

今年2月、関東地方が大雪の夜、帰宅難民となって公民館で夜を明かした人達がいた。また凶悪犯が市中に潜伏している間、近隣の住民が公民館に避難したというニュースもあった。「災害時の避難場所・公民館」というのがニュースの常套文句となっている。

公民館はスペースがあるから避難場所となるのだろうか。それだけではないことを教えてくれる報告書がある。

「赤崎地区3.11の記憶～東日本大震災から学ぶ～」(平成25年12月、赤崎地区自主防災組織連合会)である。ここには地震発生時から1次避難所閉所までの生々しい記録が詳細に記されている。高台の漁村センター(赤崎地区公民館設置)の屋根に100人ほどの女性や子供が避難した。津波が去ったあと、この建物は避難所として開設され、当初は300人以上、1カ月後には当初の半分、7月には残った30人が仮設住宅に移って避難所は閉鎖する。

その間、避難所運営にあたったのは地区公民館長と公民館主事を中心に組織された地区本部。施設内に衛生係・食糧係・物資係・清掃係・通訳係(米軍救助隊対応)などを配置した。

地区全体の状況把握と救援のため、地区公民館の分館的役割を持つ9館の地域公民館(集落単位)と連携し、毎朝朝礼を欠かさず行って情報交換をし、救援物資を配分配達し、地区公民館避難所拠点として、住民で管理運営をした。

建物が津波被害にあった地域では、被災をまぬがれた民家や庭先のテントに自主防災組織を設置した。

日常の公民館における地域活動が、避難所運営、地域の生活支援に活かされた。スペースだけではない公民館の組織や人材、活動経験が災害時に機能したのである。

仮設住宅に移ってから仮設公民館を設置し、地域活動を続けている。

この報告書には、「赤崎地区公民館に公民館の原点を

見た」「地域の政治・経済・文化づくりの拠点となっている公民館」「公民館活動のありかたと意義を、われわれに再認識させてくれるものがある」などの識者の言葉が寄せられている。

1. 公民館建築小史の枠組み

本稿の主題は公民館建築についてである。公民館についての解釈は個人的利用体験の差や既成概念から錯綜しており、共通認識が得られていないのが実状であろう。まずは本稿の枠組みをしておかなければならない。

「公民館建築」とは「公民館論を具現化した建築物」としておく。そこで公民館論を示さなければならないが、本稿では3つのステージを用意した。

- ① 人間形成に関わる社会教育施設としての公民館
- ② 地域計画に関わる公共施設としての公民館
- ③ 住民自治に関わるコミュニティ施設としての公民館

公民館は社会教育施設である。この施設論については、制度論・事業論・職員論・運営論・施設空間論などの視点がある。これらについては本稿末尾に示した参考文献に詳しい。

以上の枠組みをすると、施設は建物を意味するものではないのか、公民館という名称でも公民館論がなければ公民館建築に含まれないのか、などといった疑問が出てこよう。

公民館は社会教育法で目的・設置者・事業・運営方針などが定められた社会教育の為の施設であり、上掲のような施設理論がある。また公民館という名称だけで施設理論を体現していないものは、いわゆる箱物であり建築作品論の議論へと傾斜してしまうので本稿では言及しない。公民館建築と言わねばならない背景には、学校建築・図書館建築・博物館建築と同じ事情がある。

つぎに、本稿は「公民館建築小史」と掲げている。つまり時系列で公民館建築を見てみようというわけである。

したがって、年表が必要となるが公民館建築の歴史を編むことは筆者には力量不足である。実は年表作成を何度か試みたことがある。建築史家の恩師にその都度それとなく諭された。歴史を編むということは・・・と。手持ちの史料を考えると全くそのとおりであるし、公民館の歴史をどのような視座で見るか、その視座を獲得しているか、全国に展開している公民館を把握できるのか、という問題は簡単には解決できそうにないため、未完の年表となっている。

とはいえ公民館建築の記録は残しておきたい。本稿を小史とした所以である。

公民館建築の歴史は当然公民館の歴史とともにある。その歴史的展開過程は、1999年日本社会教育学会編「現代公民館の創造—公民館50年の歩みと展望」¹⁾、2006年日本公民館学会編「公民館・コミュニティ施設ハンドブック」²⁾などでまとめられている。それらをもとにすると、公民館発達史の時代区分は下記のようになる。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1 初期公民館の建設 | (1946年～1948年) |
| 2 公民館の定着 | (1949年～1953年) |
| 3 市町村合併による行政再編と公民館の変容 | (1954年～1959年) |
| 4 社会教育法改正後の「近代化」公民館 | (1960年～1969年) |
| 5 新しい公民館像の展開 | (1970年～1979年) |
| 6 行政改革・生涯学習政策下の公民館 | (1980年～1999年) |
| 7 住民の学びと地域づくりのための公民館 | (2000年～現在) |

ここで、1960年以降の時代区分は特定の事項が存在する訳ではなく大まかな区分であるが、小林文人「公民館施設10年発展説」³⁾によっている。

以上の枠組みの中で、公民館の歴史的歩みに添いながら、公民館建築の歴史をたどることとする。

2. 草創期の公民館

公民館的施設の前史的形態として、20世紀初頭の農村公会堂や青年倶楽部など、集会・交流・教育の機能を持った施設が参照文献（本稿末尾）であげられている。

公民館そのものは1945年の敗戦直後、1946年に出された文部次官通牒で推奨されたものである。そこには「寺中構想」と呼ばれる公民館構想があった。戦前と



写真1 栃木県真岡尋常高等小学校講堂、1938年竣工、設計；遠藤新、写真1は1985年当時（筆者撮影）

は一線を画する戦後の、新しい民主主義を公民教育の柱としたものである。

参照文献によれば公民館の第1号は長野県妻籠村公民館（1946年）である。当時の史料が南木曾町博物館歴史資料室に保存されている。

当時文部省で実施中の公民館を調べ設計したものとして、遠藤新が自由学園女子部の卒業勉強「わが住む村」を指導して作成した提案がある⁴⁾。

ここで公民館は当座学校の講堂のようなものから建設を始めるとして、次のような工夫を示している。

- ・ 出入口は正面に向かって左右の側面に置く。この開口部から廊下を延ばして増築する。
- ・ 出入口に接して前室を設け大集会スペース（座席）部分と建具で区切れるようにして特別室とする。
- ・ ステージも特別室として使用できるようにする。

遠藤の考えは、当時の時勢では各町村で公民館を建設する財力や資材が不足している。ならば小学校の講堂を転用してもよい、また講堂のような建物から順次増築すればよいという提案である。上記のような建築は、既に遠藤が設計した自由学園講堂（-1927）、真岡小学校講堂（写真1）などで実験済みだった。

1956年時点でも全国公民館35343館のうち約6割が専用施設を持っていなかったことを考えると、遠藤の増殖成長していく公民館建築は現実的提案であった。

「わが住む村」の提案では、公民館の増築部分に、衣食住学校・幼児生活団さらには協同組合倉庫・農産加工場・村役場を加えて、全体で総合施設「村の家」となる。またここで想定した教育活動は生活学習であり、村民のライフサイクルに添ったものである。

焦土となった戦後の郷土復興の為に、生徒達が遠藤新

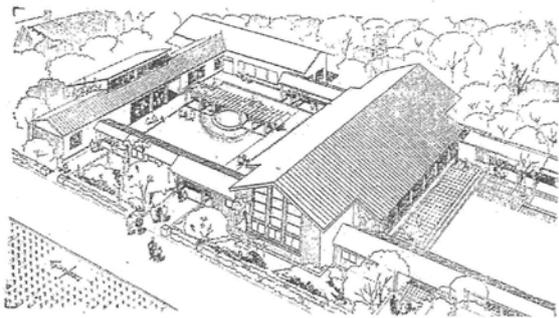


図1 村の家（1948年 自由学園女子部 遠藤新指導）
右棟：公民館 左棟：幼児生活団 奥：衣食住学校⁴⁾

のもとで作成した提案（図1）は示唆に富んでいる。

1947年、教育基本法が制定された。これを受けて1949年社会教育法が制定され、社会教育機関である公民館の法的整備がなされた。

3. 公民館の定着

(1) 1950年製作 映画「公民館」（日本映画社）

戦後間もなく全国展開した公民館の活動を写した貴重な映像がある。

1950年、CIE（Civil Information and Education Section；戦後の占領軍に設置された民間情報教育局）の映画「公民館」である。国立近代美術館フィルムセンターに収蔵されている。千葉大長澤成次教授のお計らいで昨年学生と見る事ができた。

福島県柳津町・岐阜県菅田町、滋賀県大津市・北海道帯広市・福岡県水縄村・小豆島苗羽村での公民館活動が撮影されており、「公民館は灯台の灯火」と結んでいる。

読書会や生活学習講座、青年学級、生け花や茶道、絵画、音楽の教室など、生き生きとした活気あふれる住民の様子が記録されている。公民館結婚式や理想の村づくりなど生活改善をめざした活動のドキュメントである。

建物は村役場などの転用だが、住民の寄付により公民館として新築されたものもある。

- この映画を見た学生達に感想を求めると、
- ・現在のコミュニティ施設は場所をあたえるだけだが、この公民館は人々の生活に豊かさを与えている。
 - ・住民の生活の拠点となっている本当のみんなの家。
 - ・誰でも学ぶことができ、皆に育てられる。
 - ・地域の皆に愛されている心のよりどころ。
 - ・市民にとってなくてはならないものにするしくみ

などとまとめた。学生の思いには、現在直面している東日本の復興の姿が重なっている。

結婚式から子育て、女性の社会参加に発展して行く公民館活動に着目し、自身の現在と比較して考え込んだ女子学生がいた。今は行政から与えられた施設として存在する公民館と、自己教育の場として展開している初期公民館との比較は、学生達には衝撃だったはずである。絆や住民参加をうたい文句に震災復興のための建築提案をしている現在の学生達は戦後復興のリアルな画面に直面し、施設とは何かを問いかけられた。

(2) 公民館建築のモデル

1949年の社会教育法、1953年の青年学級振興法など法的根拠を持って日本の社会教育は発展した。

この時点で「公民館施設の平面計画」について事例を示し啓蒙したのが「日本建築学会編建築設計資料集成(3)-1952年」⁵⁾である。公民館の担当委員には、文部省教育施設部建築指導室長：中尾龍彦、文部技官：池田伝蔵、東大教授：渡辺要の3名の名前がある。

概要を紹介すると、まず公民館設置の根拠法令である社会教育法第4章公民館が抄記されている。そして公民館の使われ方を示す事項と平面図がある。

① 同時に利用する利用者の年齢階層比率

全年齢階層にわたった社会教育が同時に行われることを想定しているが、特に幼児とともに利用する婦人の利用を多く見込んでいたことがわかる。

壮年	(30～59歳)	30%	成人・婦人・一般学級
青年	(20～29歳)	17%	青年会
幼児	(0～5歳)	15%	託児・保育
児童	(6～11歳)	14%	子供会
未成年	(15～19歳)	10%	青年会
老年	(60歳以上)	8%	一般学級
生徒	(12～14歳)	6%	子供会

② 社会教育課程、編成の部門と単元の表

A 個人生活関係の部門

人間の研究・歴史の教養・個人の基範・科学の智識
芸術・教育・ことばと文学・スポーツとレクリエーション

B 家庭生活関係

生活設計・家庭教育・衣生活・食生活・住生活・健康と衛生

C 社会生活関係

郷土研究・社会調査・社会問題・法律と政治・民主主義の技術・社交・交通通信・経済・国際関係・時局問題

上記の部門にはさらに2～4単元の細目がある。例えばB領域住生活部門には、イ、新しい住生活、ロ、室の装備と家具、ハ、庭の利用、以上の3単元がある。

③ 公民館の利用率向上の原則

専任職員と組織が確立していること、文化施設の充実していること、通館距離が2km以内であること。

④ 公民館の講座別による所要室の分類表

講座別の所要室名称とそこで行われる事業項目がある。18の講座に対し15室が提示されている。

⑤ 市町村人口と対象成人利用者数に対する建築基準面積として、イ、120～165坪、ロ、180～300坪、ハ、300～450坪、ニ、1200～2300坪、ホ、1600～3000坪、以上5段階を示している。また注記として、「二型、ホ型の市町村（人口6万以上）については公民館の設置数を増加するか、または図書館、公会堂といったように用途別にするか、或は分館設置とする事が望ましい」としており、建築基準面積は単体の建築延べ床面積ではなく、市町村内の公民館床面積の集積量で示している。

⑥ 公民館の組織図

規模による発展段階を5つの平面組織図で示している。整備した公民館の例では次の室名があげられている。

講堂・教養室（教室）・図書室・陳列展示室・談話室・クラブ室・娯楽室・作業室・授産室食堂・診療室・体育室・屋外運動場・プール

⑦ 木造公民館標準設計例（平面図）

L字型とコの字型の2例が各室面積表とともに示されている。また教養室・集会室（講堂）・図書室・厨房・作業室が単位空間として詳細な寸法や家具・装備とともに図示され、教養室は学校の教室と同じとされている。

⑧ 中市鉄筋コンクリート造公民館実例（平面図）

人口10万の都市に建つ、3階建て6623㎡の建物で神社の境内に隣接している。つまり地域に密着した場所性を伺わせている。

各種の市民的行事を行う場所であり、社会教育、自治振興、産業振興などの機関としての役割を果たすことが、この公民館に設定した機能であることを説明している。

講堂棟と本館（小室群）を別棟にし、屋外広場を取っている。講堂棟には大講堂1679席と、中講堂（504席）がある。さらに本館には小講堂（400席）があり、各種大集会が同時に行われることが想定されている。

以上が公民館の普及して行く過程で建築学会が示し

た、公民館建築の施設像である。

公民館の制度、役割、機能、規模、所要室についての提示があり、それらを建築物として具現化するにあたっての平面構成と単位空間を例示している。建築実体についての例示はない。つまりどのような姿形にするかは、設計者の領分というわけである。

4. 公民館建築の実例（1946～1954）



写真2 1953年竣工の東京都小金井市公民館（木造延90坪）
写真2提供；小金井市公民館

前章の建築学会建築設計資料集発行後から2年後、文部省社会教育官：小和田武紀編著「公民館図説」（1954年11月、岩崎書店）が刊行されている。

本を開くとまず大きな木造公民館の写真（福岡県八幡市槻田公民館）がある。ここにある八幡市は現在の北九州市で「都市公民館発祥の地」とされている。

その写真の脇に公民館の施設という見出しがあり、1947年に公募1000作の中から選ばれた山口晋一作詞「自由の朝—公民館の歌」の下記の歌詞がある。

平和の春に新しく
郷土を興すよるこびも
公民館のつどいから
とけあう心なごやかに
自由の朝をたたえよう

この本の（はしがき）で著者は、建物も当初は学校併設か、旧軍事施設・公会堂・集会所等の転用建物であったが、最近では近代的建築様式の建物がぞくぞく建築されるようになった、と記している。

1954年4月現在で、全国9014市町村のうちの79%が公民館を設置しており、見本館・分館を加えるとその数は36,132館であった。

この本の特徴として、第3章「建物（設計図）」がある。

この章では、「建物概説」という項があり

- ・ 建物の位置の選定
- ・ 建物の様式と内容
- ・ 公民館の機能を果たすためにはどんな室が必要か
- ・ 建物の利用上の配慮はどうするか
- ・ 保健、衛生、管理はどのようにしたらよいか

という節を掲げて解説している。別の章「公民館とはなにか」で「公民館は日本特有の社会教育施設であること」と明記されており、参照事例のない状況でどのような建物を求めるか、独自に創造していく先行例のない施設の初期状況が記録されている。博物館や図書館には海外に先行事例があった。公民館建築は全く零からの出発であったわけである。

ここでは公民館構想が出されてからほぼ10年間に出現した公民館建築実例として、都市の部9例、町の部9例、村の部13例、分館3例、合計34例を平面図と外観写真付きで紹介している。

さらに章を改めて、「これからの公民館の設計」とし、村、町、小都市、都市の4つのモデル設計と、九州公民館協議会案、昭和28年度競技設計(建築学会募集)を掲載している。

社会教育実践において、その理念の受け皿となる建物の全体像を、実存する公民館の中から取捨選択して提示している。

5. 公民館建築の特徴

1972年、「公民館—建築設計のための手引き」が出版された。公民館建築を主題とする著作単行本はこれにおいて他にない。著者河野通祐⁶⁾はこの序文に「公民館建築を設計するには何をよりどころにすればよいのか」と問いかけている。全文を引用したいところだが、紙数の都合上要約する。

1) 公民館は社会教育施設であるが、社会教育とい

うものが曖昧で建築と結びつけるには困難がある。

2) 不明確なものを基盤にして公民館という建築ができてるのが現状である。学校的であったり、クラブ的であったり、集会所であったり、時にはレジャー施設であったりしている。

3) 建築としての特徴を発見し、設計の方法を確立させなければならない。

4) 人間の生活という全体的な立場で、社会教育の本質を見出し、理解・認識の上で建築創造の出発点とする方法がある。

5) 上記4)の認識論は哲学の分野であり、教育者の側から提示されるべきものであるが、直接建築とつながるものではない。

6) 研究すべき多くの点を持っているが、いずれ建築の種類として、地域に定着する施設としての公民館建築の特殊性が確立されるものと思う。

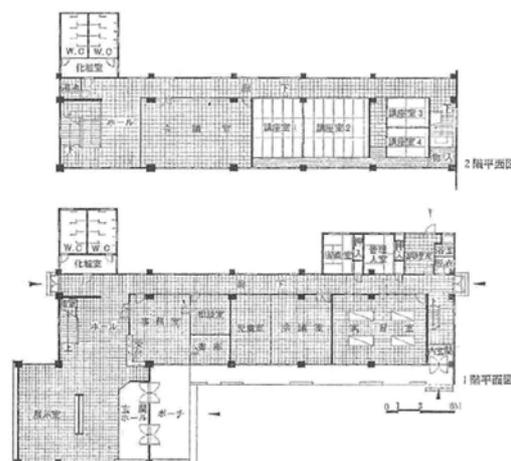


図2 茨城県新治郡出島村公民館 1967年竣工、設計；大野建築設計事務所（現存せず）

図2の事例はこの本の出版に当たって各都道府県教育委員会に推奨してもらった公民館151館の内、設計図面の提供のあった42事例の中のひとつである。42事例についての分析を筆者も手伝った。平面型は[ホール型・ロビー型・中庭型・片廊下型・中廊下型・同左の組合わせ]に分類している。

これらについて河野は「公民館の本質を十分に認識し、研究され、考えて建てられたもの、とはいいいがたい」としながらも当時の公民館建築の姿として理解を示している。図2の事例については、学校建築的ではあるが、

玄関を入ってからの空間の扱いと各室のデザインで親しみの持てるものになる、と評している。

河野は公民館建築の特徴を、地域に定着した社会教育の施設であること、と明言している。

社会教育の定義は歴史的にみても多様である。

2011年「社会教育・生涯学習辞典」⁷⁾を見ると、社会教育はsocial education (adult and community education)、公民館はkominkanと英訳されている。また、生涯にわたる自己教育としての社会教育という定義を福沢諭吉が提唱した。社会教育の発達形態を小川利夫⁸⁾は、学校外教育—継続教育—自己教育運動とした。社会教育施設は教育機関である、公民館は日本固有の地域社会教育施設、などの解説がある。

このような社会教育のための施設として公民館建築は設置され展開してきたのである。

小結

3章(2)で見た建築学会設計資料集成では、公民館の理念と社会教育の方法について詳しく具体的に説明がなされているが、建築物としては平面型と単位空間を示すのみで全体像は示していない。一方、4章で見た文部省社会教育局長監修資料では、具体的な全体像を持った建築事例の紹介に力点がある。

建築分野で社会教育を語り、教育分野で建築を語っている。この違いは何を意味しているのだろうか。境界領域での相互理解のための呼び水だろうか。

いずれにせよ、5章で紹介した河野通祐の「本質を認識した上で設計せよ」という議論に異論はない。しかし実存する公民館建築が果たして本質をふまえているかとなると、問題は大きくなる。設計者の認識のみならず利用者・管理運営者の見識もかかわってくるからである。そして現在、公民館建築という建築種別が果たして確立できたか、公民館建築は公民館とともに発展したか、という問いかけもしなければならない。

次稿では、河野通祐の公民館建築実践例を紹介するとともに、「地域計画に関わる公共施設としての公民館」という観点から公民館建築の歴史を素描してみることにする。

注

- 1) 日本社会教育学会編「現代公民館の創造—公民館50年の歩みと展望」1999年、東洋館出版社
- 2) 日本公民館学会編「公民館・コミュニティ施設ハンドブック」2006年、エイデル研究所
- 3) 小林文人(社会教育学)による「公民館施設10年発展説」は仮説として、月刊社会教育「公民館30年の成果と課題」1976年7月、国土社、建築知識「三多摩の公民館づくり」1983年5月などで述べられている。
- 4) 建築家：遠藤新(1889～1951)が自由学園女子部の1948年卒業勉強「わが住む村」を指導して提案したものの。昭和23年「婦人之友」6月号、婦人之友社に掲載。
- 5) 1942年に初版本が出された学会建築設計資料集成を引き継いで1952年に第3集(全3集)が出版された。この集ではじめて公民館の章(全8p)が出現する。
- 6) 河野通祐(1915～2001年) 児童施設研究所(1946年)、和設計事務所(1958年)、社会教育研究所(1960年)を設立主宰。文部省社会教育審議会施設分科会委員、日本建築美術工芸協会専務理事などを勤める。
- 7) 社会教育・生涯学習辞典、2012年、朝倉書店。日本で初めて出版された社会教育・生涯学習領域の大辞典。
- 8) 小川利夫(1926～2007年) (元)日本社会教育学会会長。「社会教育と国民の学習権」1973年、勁草書房、「小川利夫社会教育論集」(全8巻、1992～2001年、亜紀書房)などの著作がある。

参考文献

- 1) 「公民館史資料集成」横山宏・小林文人編著、1986年、エイデル研究所
- 2) 「社会教育・生涯学習ハンドブック第8版」社会教育推進全国協議会編、2001年、エイデル研究所
- 3) 「公民館・コミュニティ施設ハンドブック」日本公民館学会編2006年、エイデル研究所
- 4) 「公民館のデザイン」日本公民館学会編、2010年、エイデル研究所
- 5) 「社会教育・生涯学習辞典」社会教育・生涯学習辞典編集委員会、2012年、朝倉書店

*あさの へいはち 日本大学生産工学部建築工学科

社会教育法における公民館制度と建築

浅野 平八*

はじめに

前稿では社会教育施設としての公民館の諸相について述べた。そこには建築分野での展開と社会教育分野での展開があり、公民館構想を解説するはじめての啓蒙書である、建築学会編集の建築設計資料集成と文部省社会教育局長監修の公民館図説とで、相互の専門分野に立ち入った記述がなされていることを示した。

「箱物」といわれるような、空間が先行するような施設になって、運用プログラムの欠如、適否が批判される状況が生まれているが、施設の意味は「事業と場所を設置する」と解釈すれば、当然の成り行きである。

施設とは「事業を施し設けること」というのが本来の解釈であった。この点については社会教育の分野ですでに明らかにされている。（三井為友「社会教育施設の意味するもの」教育学テキスト講座第14巻、お茶の水書房、1961年）

建築研究においても社会事業施設や社会福祉施設において、その検証はなされているところである。

公の施設である公民館で事業を展開するには、私物の民間施設と区別して公共性を担保することが必要条件である。そのために制度が立法され、施設の目的、内容が規定される。

そして施設の使命として何を法制化したか、施設設計者がどのように施設に要求される機能を法令から解釈するか、という問題がある。さらに施設需要者と供給者が施設の役割について共通認識をもっているかの問題に発展する。

公民館が構想されたのは1945年の終戦まもなく、廃墟からの自立をうながす草の根的啓蒙運動であった。初期公民館は社会教育システムの先駆けであった。現状での公民館には地域生活の守護者であるところと、生涯学習社会という近年の社会システムの先駆けとなっているところとがみられる。

長いスパンでみれば、変容する公民館の姿が浮かび上

がる。独自の現状認識からの自由な発想の公民館も出現している。そして守護者が先駆けかの間いは公民館の施設計画の目的そのものとなり、最上位の計画概念と位置づけられるはずである。

つまり、公民館の施設計画の意味とは、施設の目的を解釈し、最上位の機能（要求機能）を発見し、それを利用者との共通認識として確立する作業ということになる。

この過程に通底するものは施設に要求される機能（目的・役割）すなわち施設の理念である。

本稿では、社会教育施設としての公民館の展開過程を、社会教育法における公民館制度と、それを具現化しようと試みた建築事例について述べることにする。

1. 公民館建築の根拠法令

1947年に制定された教育基本法に則り、国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的として1949年に制定された社会教育法によって、公民館は教育機関として設置する法的根拠が定められた。

国の法律で定めるところを根拠として施設設置がなされるということは、その施設の存在が法的に守られていることを意味する。

1959年に社会教育法の改正が行われ、公民館の設置及び運営に関する基準（以下、設置基準）が告示された。この設置基準によって公民館の施設内容が明確となった。まず設置者が地方自治体であること、対象地域を定めることがあり、目標水準として以下の事項が示された。

- ・建築延べ床面積は330㎡以上
- ・会議及び集会、資料の保管及び利用、学習、事務管理に必要な施設を備える。
- ・専門的な知識と技術を持つ職員を置く。
- ・他の施設と連絡協力する。

である。

建物という観点から見れば、施設規模と施設内容についての基準が示され、公民館建設費補助金を受けるための指針ともなった。この設置基準は2003年に改正され、具体的目標が削除されて抽象的な努力目標に変わった。

2. 社会教育施設建築の手引

1963年、文部省社会教育局から「社会教育施設建築の手引 - 公民館と青少年教育施設」(以下手引)が刊行されている。その(はじめ)に「公民館、青年の家、児童文化施設などは、いずれも発足後なお日も浅く、その建築設計に当たっても不明な点が少ないために、これに関する参考資料を要望する声が強い」ので、建築学会資料集成編集委員会公民館部会に協力を依頼し刊行したとある。この公民館部会主査は文部省管理局教育施設部長、中尾彦彦で、委員として河野通祐・川添智利・佐藤平・三輪泰司・中島俊教の名前がある。主査中尾は前書き「執筆に協力して」で、まだ研究途中であり満足できるものではないことを強調している。

この手引では公民館について、

- (1) 公民館とはどういうものか
- (2) 公民館建築設計上の要点
 - (ア) 公民館建築の計画
 - (イ) 公民館建築の設計
 - (ウ) 公民館設備資料
- (3) 公民館設計事例

以上の内容が記されている。ここでは建築学会1952年改訂資料集成で初出となった公民館の内容を発展させながら、より具体的な記述がみられる。上記(2)(イ)においては、下記の4項目が並べられている。

1. 公民館の所要諸室
 - 教養・資料・実験実習・社交・体育・管理・共通、以上の部門に属する室名と、その使用目的、設備備品
2. 公民館各室の設計上の注意
 - 玄関・談話室(ロビー)・集会室・講座室・図書室・作業室・児童室・事務室関係の所室・その他の諸室
3. 公民館の付帯設備
 - 給排水衛生設備、電燈配線、暖房設備
4. 公民館の造形

上掲(3)公民館設計事例では、「既設公民館の事例と解説」として、所在地・規模・構造・設計者・工費・竣工年月日・内容(室名・室数・規模)の紹介と解説があ

る。

掲載されているのは、次の9事例(掲載順)である。()内は設計者名である。竣工年はいずれも1962年または1963年で、この冊子が発行されたのが1963年であるから、当時最新の公民館事例ということになる。

- ・宮城県法町 根白石公民館(設計;遠藤 盛)
- ・福岡県甘木市 安川公民館(甘木市建築課)
- ・福岡県豊前市 三毛門公民館(豊前市総務課管轄)
- ・山口県徳地町 徳地公民館(守津哲夫)
- ・宮城県金成町 金成公民館(熊谷保治)
- ・山口県大島町 大島公民館(戸 次夫)
- ・青森県黒石町 黒石公民館(相沢建築設計事務所)
- ・山梨県増穂町 最勝寺公民館(春日建築設計管理事務所)
- ・栃木県真岡市 真岡市公民館(社会教育施設研究所指導)

最後に掲載の真岡公民館は、この手引編集委員の河野と三輪が所属する社会教育施設研究所の設計指導を受けて、河野が設立に関わった和(やまと)設計事務所が設計実務を担当している。つまりこの手引をまとめた委員が示した公民館建築事例という意味を持つ。

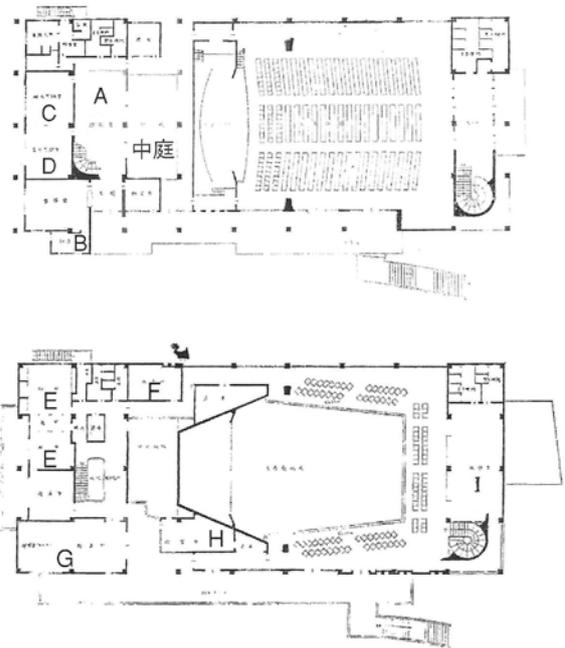


図1 真岡市公民館 平面図

小集会部分と大集会部分が中庭をはさんで左右に分れ、大集会部分は二期工事となっている。

図1平面図(図面内の記号は下記参照)を見ると、手引解説文では1階「市民が気軽に入れる談話室」(A)

と「独立した相談室」(B)が特徴とされている。

小集会のための諸室として、婦人学級室(C)・青年学級室(D)・和室(E)・会議室(F)がある。視聴覚ライブラリーを含む図書室(G)があり、CとDは合体させることができ、E室とともに共用・複用が可能である。

以上が一期工事約500㎡である。ゆとりを持ちながらも濃密な施設空間が構成されている。大集会室は1階152席、2階ギャラリー108席+立ち見席で、合計約300席の小ホールの規模と喫茶室(H)、休憩室(I)がある。

手引では公民館の項の末尾に移動公民館の2つの型が提示されている。一つは公民館分館の備品不備を補うため求めに応じて機材や図書を運搬する自動車で、もう一つは映画会・講座・展示会・相談所開設などを行うための人と機材を配送する自動車である。その改造自動車の設計例は東神自動車工業所による。当時全国に150台があったとされている。事例として兵庫県三木市中央公民館の移動公民館の写真が掲載されている。

3. 建築家 河野通祐

前掲の文部省社会教育局発行「社会教育施設建築の手引き」で注目したい文章がある。

「公民館建築は、近代社会の人間生活の必要から生まれた社会施設であり、最も民衆の生活と密接なつながりを持つ建築であるから、その構造、形態が近代建築として適切なものであるように考えられなければならない。」(3.公民館建築の構造 P7)

「公民館が地域社会の住民の生活圏の中心的社会施設の役割を持っている、という基本的な考え方は、コミュニティセンターとして地域社会のシンボルともなり得る造形上のくふう、創造が必要であることを意味している。」(4.公民館の造形 P16)

この執筆者は河野通祐委員を置いて他にない。河野の回顧録¹⁾に

「社会教育審議会の委員になって二期目につくった手引きには住民の意志で自主的に行う社会教育の地域施設として、公民館を位置づけ、無目的で自由に話し合いのできるロビーの利用を出発点として組織的な教育活動に進展させる、住民の地域施設として公民館を位置付けた」とある。

この手引での河野の肩書きは社会教育施設研究所長で

あるが、文部省社会教育審議会施設分科会委員を1961年から1969年まで務めている。

河野については、本連載(その1)「5.公民館建築の特徴」の項で、河野の公民館建築論に触れた。さらにこの手引にある「公民館の造形」の記述は河野の公民館建築論を示すものである。次回紹介することになるが、1948年に池辺陽が雑誌「生活と住居」に発表した公民館試案がある。この雑誌の編集長が河野だった。公民館建築史を語る上で河野がキーパーソンであることについては異論のないところではなかろうか。河野が社会教育研究所設立に至るまでをまとめてみよう。

「生活と住居」編集長として戦後復興のための生活環境問題を取り上げる。この時期、親と家を亡くした子供達とともに生活をする。紙不足で1948年雑誌廃刊となる。

1948年、児童福祉法の成立に伴い、児童福祉施設の調査研究、改善指導、企画設計、人的要請を目的とする児童施設研究所を設立。東京都戸山ハイツ、ひばりが丘団地などでの子供の遊び場・保育所調査を日本女子大学生とともに行う。

1957年、日立金属嘱託として同社厚生施設を手がけ、勤労者の福祉と教育についての認識を深める。

1960年 社会教育施設設立、東京都立の社会教育センター、都市公民館としての青年館構想にもとづく建築の企画を行う。社会教育施設研究所は1968年に公益法人を目指す。その設立趣意書からは河野の社会教育施設に関わる原点が読み取れる。要点をあげると、

- ・いつの時代でも、つねに、最も大きな犠牲を受けるのは子供達、
- ・大人(私)達は法律で明日の歴史を創る子供達の生活環境を整えていくことを約束した。
- ・その義務をはたす第一歩として広い意味での教育的環境をつくる。
- ・社会教育の施設を整え、その環境の基礎をつくろう。

1960年代当時、高度成長を遂げた日本の中で青少年問題が大きな社会問題となっていた。河野は、教師と生徒間における人間関係の喪失、施設設備のアンバランス、学校差問題、教育における自治の破綻などの原因は教育にある、その責任は大人にあるとして、教育の主軸を生涯学習の立場で社会教育におく必要を訴え、多くの人々の協力を求めて、公益法人としての社会教育施設研究所設置を呼びかけた。このときの世話人には、林健

生・大江宏・吉武泰水・中村隆一・三輪泰司・守田道隆（順序は設立趣意書記載のまま）が名前を連ねている。

1970年、いよいよ公益法人設立に踏み出そうとした時、事件が起きて河野は社会教育施設研究所設立をあきらめることになる。河野の主張は商法に基づいた会社組織は社会教育にはなじまないという事だったが、それと相容れない事態が起きたのだった。「建築計画は認識論、認識は経験で深まる、そしてそこには必ず人がいる」というのは河野の言説だが、公民館建築の歴史にもその認識論形成に関わった人達がいることを見落としてはならない。

なお建築家河野通祐については「建築家・人と作品」（井上書院、1968年）で川添登が「唯一の民衆のための建築家」として紹介している。

4. 千倉町中央公民館

1971年、河野は自身の公民館建築研究の集大成として、千葉県千倉町中央公民館の設計をすることになる。

河野は「建築家としての証」としてこの公民館を設計したと書き残している¹⁾。

千倉町中央公民館は1971年の竣工であるが、これについては、河野の著作「公民館 - 建築設計のための建築」（井上書院、1972年）で設計プロセスとともに図2が示されている。基本構想は町長が教育委員会と協力して計画し、社会教育課長と住民との話し合いを通して公民館の必要性、機能、地域の要求などを整理してまとめていた。河野の構想は、住民の施設としての社会教育施設であり、福祉・教育・文化の統一に関わる公民館であった²⁾。

建築家河野は、この基本構想を理解すべく、町住民（河野の表現のまま）と話し合い、実生活を観察し、文献を読み、住民の生活地図を作成し町住民の特徴を概念的に把握した。それをもとに設計案を町に提示し意見を聞く会を長時間設けフィードバックを5回繰り返している。町住民のシンボルとなる建築イメージを自らの手で描いている（図3）。河野は絵も巧みだった。

町との合意が得られた設計案説明のために、町住民のグループ（町住民は全ていずれかのグループに属していた）ごとに、午前10時から午後5時にわたる公開討論会を開き、できる限り住民の納得を得て設計に取りかかっている。空間設計から材料選定や納まりにいたるまで、詳細に自ら検討するのが河野の流儀だった。

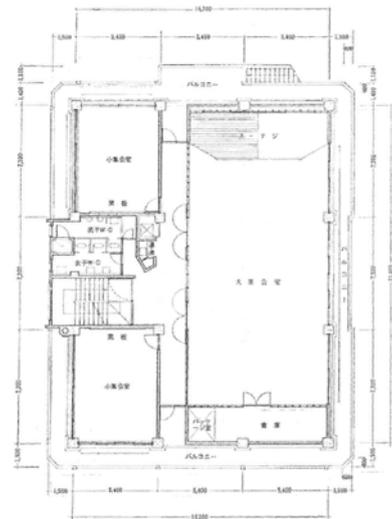
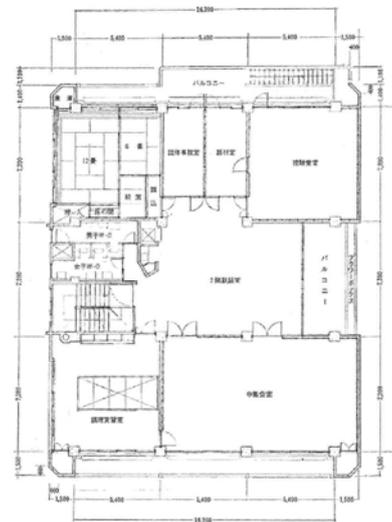
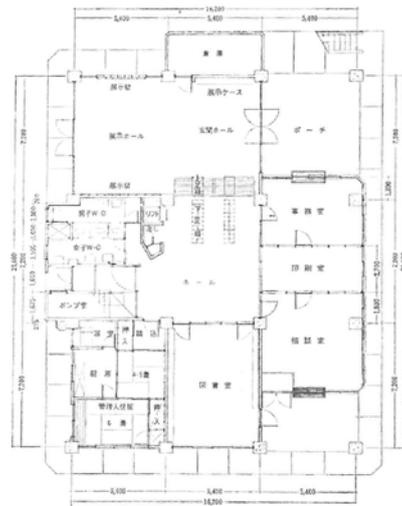


図2 千葉県千倉町中央公民館平面図（上から順に1.2.3階）

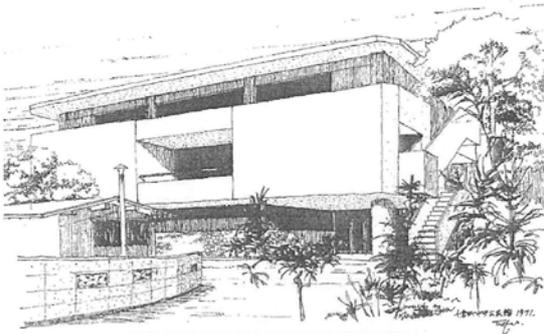


図3 千倉町中央公民館外観図

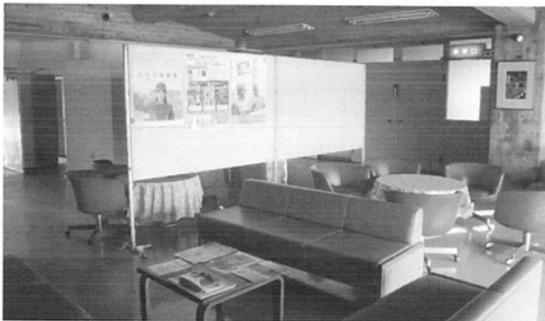


写真 千倉町中央公民館2階談話室

河野が示した千倉町公民館の外観図（図3）は町住民の要塞のようではあるが、住民が気軽に立ち寄れる玄関ポーチに面した事務室カウンターや、漁民が下足のままで利用できる1階展示ホール（土間ロビーとも）、1階ホール、2階談話室など施設空間は解放的である。

1階ホールと2階談話室は利用者のたまり場となった。2階の和室には結婚式のために神棚を置いた。大集会室の天井を高くする工夫がある。3階バルコニーと屋上からは町全体が見渡せ、町政について語り合った。

外部から可視的に開放された建物ではないが、出入り口やバルコニーは開放的である。前掲手引「公民館の造形」で言う「外観は外観としての世界において発展し続ける」ことを追求している。（この公民館は市町村合併とともに2012年廃館、取り壊された。）

5. 公民館の近代化

1977年、筆者は岩手県の公民館で「無理、無駄、見栄のない暮らし」という標語を見た。農村における生活改善運動のためのスローガンだった。

1902年に「農村の社会教育」と題した井上亀五郎の著作³⁾がある。「農民の心性は公德心・協同心が薄く、

冠婚葬祭に虚飾で大金を乱費し、様々な現象に対して研理探由の念が欠乏している」などと具体例を挙げて示している。そして資本主義に取り残されて衰退していく農民に対して、生活の合理化、近代化の必要を説いている。

農村の近代化のための社会教育は、1970年代に至るまで続いていた。

1946年に公民館の設置が始まってから1970年代までの30年間は、農村中心、青少年主体の公民館が主流であった。

日本の高度経済成長、地域社会の構造的変化とともに、伝統的地域集団に代わって近代的市民層が地域を担うようになる。1971年の社会教育審議会答申は「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方」であった。そこで公民館の近代化が求められ、その近代化指標として、社会教育学の小川利夫は次の5項目を挙げた⁴⁾。

- 1 施設・建物の近代化、デラックス化
- 2 公民館活動の構造化
- 3 公民館職員の職業集団化と専門化
- 4 公民館主事と社会教育主事の性格と役割の分化
- 5 社会教育行政からの公民館の相対的な独立、公民館の教育機関化

1960年代、小川利夫は東京都三多摩地域で「公民館三階建論」⁵⁾を展開していた。これは公民館での活動内容を三層構造に見立てたもので、建物が三階建てという意味ではない。

一階；体育・レクリエーション・社交を主とした諸活動

二階；グループ・サークルの集団的な文化活動

三階；社会科学、自然科学、現代史講座など系統的学習

このように都市部の公民館のあり方が近代化論とともに問われた。

6. 新しい公民館像をめざして

都市化地域における公民館独自の役割を明確にするために、東京都多摩地区の公民館実践者と研究者が議論を重ね、住民の要求を基本にした住民の学び権利に応える画期的なテーゼが出された。1973年東京都教育庁社会教育部発行の「新しい公民館像をめざして」である。ここでは次の4つの役割と7つの原則を示している。

1 公民館とは何か一四つの役割

- 1) 公民館は住民の自由なたまり場です。
- 2) 公民館は住民の集団活動の拠点です。
- 3) 公民館は住民にとっての「私の大学」です。

4) 公民館は住民による文化創造のひろばです。

2 公民館運営の基本七つの原則

- 1) 自由と均等の原則
- 2) 無料の原則
- 3) 学習文化機関としての独自性の原則
- 4) 職員必置の原則
- 5) 地域配置の原則
- 6) 豊かな施設整備の原則
- 7) 住民参加の原則

これは「三多摩テーゼ」として全国的に紹介され、多くの公民館人に示唆を与えた。当の三多摩では、住民の要求に応える施設内容を具現化していくために、住民参加による公民館建設運動が各地域で活発となっていた。

その一事例として、東京都国立市公民館改築委員会がまとめた施設構想図(図4)を示す⁶⁾。

一階の市民交流ロビーの炉端、障がい者が運営する喫茶コーナー、これまでにない保育室などが特徴で、全体的に開放的な作りとなっている。

なお、この委員会は公開で24回開かれ、構想図には建築家阿久井喜孝の名前があるが特段の言説は見当たらない。

小結

人間形成に関わる社会教育施設としての公民館について、法律制度ができ、会議及び集会、資料の保管及び利用、学習、事務管理に必要な施設を備えることが求められた。そこで、このような要求機能を建築にした3つの事例を見た。いずれもその諸室構成は社会教育学者や公民館活動実践者達が示した、前掲の公民館三階建論に相当する施設空間となっている。対象地域住民の実態を把握しながら、地域的個別解として公民館がデザインされた。そのプロセスで建築家と住民はその地域に最適解の公民館とはどのようなものかを学んだはずである。公民館の存在自体が学習の対象であった。

次回では生涯学習社会への移行に伴う公民館の変容について述べる。

注

- 1) 河野通祐：みみずのつばやき、大龍堂、1997年
- 2) 児童施設研究所：明日の歴史を築くものために - 児童施設の建設と発展をめざして、新建築、1955年5月号

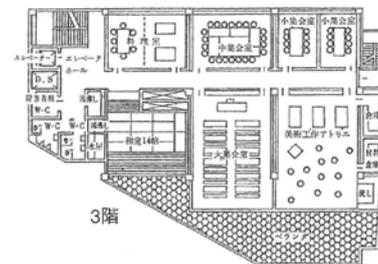
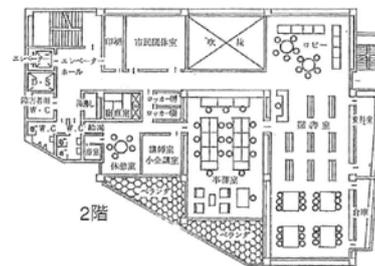
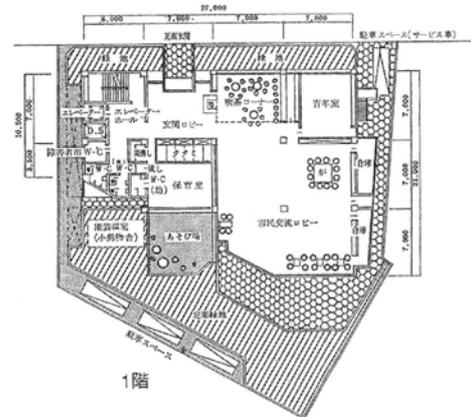


図4 東京都国立市公民館企画設計平面図
鉄筋コンクリート造、地上3階、地下一階、延べ床面積 1893 m²

- 3) 宮坂広作：近代日本社会教育史の研究、法政大学出版局、1968年
- 4) 小林文人編：公民館の再発見、国土社、1988年
- 5) 小川利夫：都市社会教育論の構想、三多摩社会教育懇談会1965年
- 6) 福尾武彦・千野陽一編：公民館入門、草土社、1979年

*浅野平八(あさのへいはち)日本大学生産工学部建築工学科教授、専門：建築計画、論文に「地域集会施設の機能構造に関する研究」、主著「地域集会施設の計画と設計」「風土の意匠」、工学博士 1945年生まれ

「公の施設」としての公民館配置

浅野 平八

はじめに

前稿（その2）は「社会教育法における公民館制度と建築」ということで、法制度に対応した公民館建築事例を示した。しかし十分に解析できていないという指摘を社会教育学の方面から頂いた。

前稿では建築設計者（建築する側）個々が如何に社会教育法と制度を踏まえているか、制度が誘導したものは何か、という分析は保留した。取り上げた事例で示された提案者あるいは設計者の、社会教育と公民館に関わる認識論の指摘にとどめた。この点を社会教育識者は物足りなく思われたのだろう。

本連載は6回を予定しているが、（その1）で示した枠組みの中で、とにもかくにも公民館建築の歩みを素描しておきたいというのが筆者の本音である。事実を誤認したり、ましてや解釈過多で本質をゆがめてはならないことを自戒しつつ、連載第2ステージ「地域計画に関わる公共施設としての公民館」へと展開しよう。

1. 公民館構想と草創期の公民館

『公民館は全国の各町村に設置せられ、此処に常時に町村民が打ち集って談論し読書し、生活上産業上の指導を受けお互いの交友を深める場所である。それは謂はゞ郷土に於ける公民学校・図書館・博物館・公会堂・町村集会所・産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関である。それは亦青年団婦人会などの町村に於ける文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所でもある。この施設は上からの命令で設置されるのでなく、真に町村民の自主的な要望と努力によって設置せられ、又町村自身の創意と財力によって維持せられてゆくことが理想である。』

上記は1946年7月、全国地方長官宛に「公民館の設置運営について」という文部次官通牒で示された「公民館の趣旨及び目的」の一節の引用である。

この次官通牒は市町村に移牒され、「公民館設置運営のしおり」として示された。さらに1946年12月、公民館叢書第一編「公民館の建設」（公民館協会刊行）が文部省社会教育課長寺中作雄の著作で出されている。公民館の必要性、施設像、機能、運営方法、設備、施設設置の方法、などの項目に関わる記述がある。

このほかにも、公民館奨励の為の出版物が文部省中心に関係者より出されている^{※1)}。

各県は公民館の普及に努めた。

1947年8月31日現在の全国公民館数は、2016館で、10,504市町村の約20%が設置している。全都道府県で設置例が見られる。

設置市町村の多い都道府県上位5位は、

福岡（189館）、茨城（161館）、京都（144）、
長野（120）、福井（91）

設置が少ないのは下位から、

滋賀（2）、奈良（6）、宮崎（7）、愛知（7）、
東京（8）

となっている。（「全公連50年史」全国公民館連合会、2001年）

町村では、地域振興を公民館活動と結びつけた。町長や村長が公民館長を兼ね、町ぐるみ、村ぐるみでの公民館運動が起こった。

1949年の公民館法制化以前に、各地で草の根的に公民館が設置されていた。この時期の公民館は「よろず公民館」といわれ、研究者からは公民館万能論とされている。

多くは既存建物の転用や併設であった。中には名前ばかりの「幽霊公民館」、組織だけで場所を持たない「青空公民館」、既存施設に寄生し館名をかかげただけの「看板公民館」なども出現したが、公民館は急速に普及していった。各地の詳細については全国公民館連合会（以下全公連）の下部組織である各都道府県公民館連絡協議会が発行している記念誌などに記録されている。

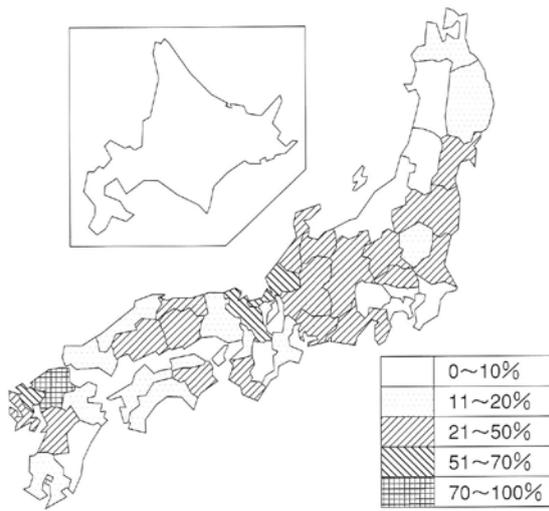


図1 全国公民館設置状況（1948年3月現在）^{注1）}

1948年3月現在での各都道府県別設置率は図1の通りで、福岡県の86%が筆頭となっている。

1948年4月の教育刷新委員会の建議で公民館は下記のように提示されている。なおこの教育刷新委員会は、内閣総理大臣直属で、委員長に安倍能成、副委員長に南原繁が着いている。公民館の項についてのみ引用する。

- イ、公民館は、市町村の区域を単位として、これを設置し、市町村全住民のための公民教育及び産業指導を行い、かねて健全なる社交娯楽等の発達をうながし、もって社会生活の向上と産業の振興を図ることを目的とすること。但し、都市においては設立区域を限定しない。
- ロ 公民館の運営は、市町村公民委員会をして、これに当たらせる。
- ハ 公民館職員に一定の身分を与えること。
- ニ 公民館は、当該市町村内の社会教育関係団体の事業の連絡調整に当たり、それぞれの機能を十分發揮せしめるようすること。
- ホ 公民館は、通信教育課程の面接教育の場としての役割をも果たすこと。
- ヘ 公民館における図書施設及びその他文化施設と図書館・博物館等との有機的連絡を図ること。

当時、公民館の実例を紹介する「公民館シリーズ」全8巻（社会教育連合会）が出されている。1948年5月の公民館シリーズ⑥で、優良公民館15事例が紹介さ

れている。表彰理由は以下のようである^{注1）}。

- ・充実した設備と民主的な運営組織を持ち討論会が盛ん
- ・村の色々な施設を総合して生活改善に著しい特色
- ・全村が社会教育的に組織され婦人の教養に成績を上げる
- ・疎開者の協力を得た文化運動
- ・行き届いた組織を持ち教養部の経営に特色
- ・青年の力で新しい農業経営を拓く
- ・全住民の総意を活かして、民主市政の確立に努める
- ・新しい郷土計画をたて文化農村の建設を目指す
- ・農業化学室が中心となって村民を指導
- ・報徳精神を生かした産業部活動に特色
- ・戦災都市に新しい精神的更生を目指す
- ・公民館を中心にして村の活動を総合
- ・青年の情熱によって建設され青年の希望を生かす
- ・立派な郷土館を持ち、全村教育が盛ん
- ・会館設備が充実し、新しい郷土産業を拓く

優良公民館表彰の主催は生活科学化協会と毎日新聞で文部省後援となっている。審査委員長に佐野利器の名前がある。高名な建築構造学者が公民館の普及という場面で登場している。この背景についてはまだ詳細な分析はできていないが、佐野は教育刷新審議会の委員でもあった。この委員会事務連絡室のメンバーに寺中作雄の名前がある。

2. 池辺陽の公民館試案

1948年1月発行の月刊「生活と住居」（誠文堂新光社）に池辺陽の「公民館試案」がある。この雑誌は建築構造学者小野薫の主導により建築家河野通祐が編集長として発行したものである。創刊は1946年11月、紙不足で1948年7月をもって休刊となる。記事内容は住居問題から児童福祉・居住環境にひろがっており、さまざまな分野からの識者の意見がみられる。

池辺は当時NUA(新日本建築家集団)の副会長、東大講師だった。池辺試案では、前掲の1946年にだされた文部次官通牒「公民館の設置運営について」や、寺中作雄の著作「公民館の建設」（前掲）、「公民館の経営」（1947年公民館シリーズ③）に見られる公民館像が語られている。この時期、公民館構想を具体的に建築図面（機能組織図・各階平面図・外観パース・内観パース）として表現し、提示した例は、池辺案以前には見当たらない。

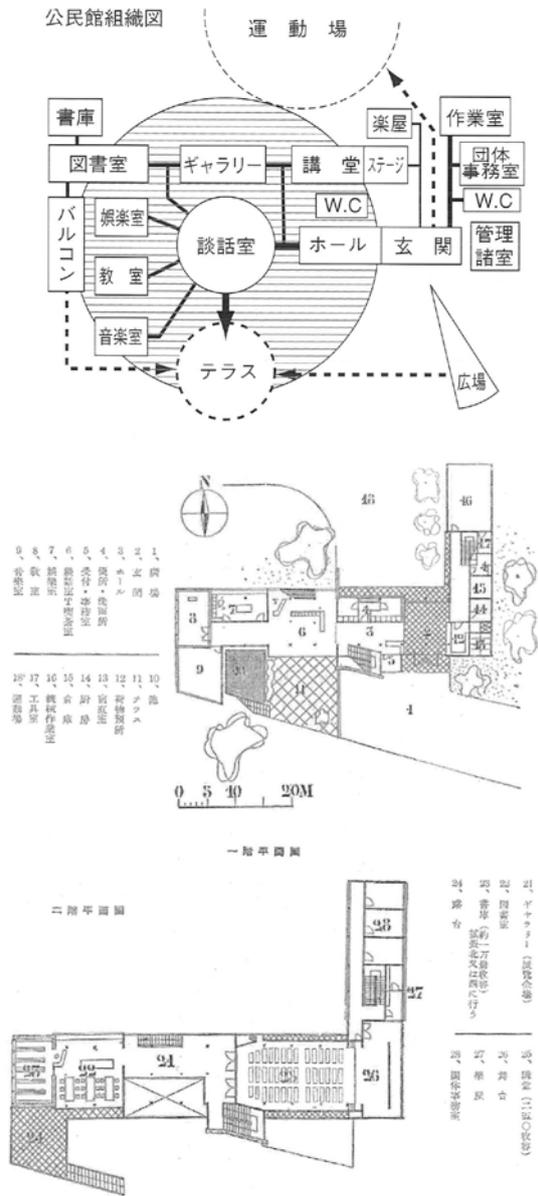


図2 公民館試案 (池辺陽 生活と住居、1948.1)

3. 一市町村に一カ所の公民館設置

1949年社会教育法が制定された後の、初期公民館建築事例の紹介については、1954年「公民館図説」と建築学会の「建築設計資料集成」があることを(その1)で記したが、公民館建築事例についての情報発信となると、代表的建築専門誌「新建築」(新建築社発行)についても見ておかなければならない。

全く雛形と呼べる事例が存在しなかった公民館にあっては、「新建築」掲載事例は少なからず、その時代の公

民館設計者達に影響を与えたのではないかと推察する。

1947年以降、1959年に文部省から「公民館の設置及び運営に関する基準」が告示されるまでの間に発行された「新建築」で公民館を検索してみると、

1949年7月：積雪地(山形県)の公民館案：設計、宇田忠弘

1959年5月：世田谷区民会館公民館：設計、前川国男

1959年8月：八幡市(現北九州市)市民館：設計、村野藤吾

1960年11月 伊賀上野公民館：設計、坂倉準三建築研究所が見られる。

宇田案は、community centerと併記してある山村公民館のイメージ図。前川作品は、区民会館の用途を公民館と公会堂に区分した。村野作品は、市民館という名称ではあるが公民館と認められ国庫補助を受けた。坂倉作品は、公会堂という解釈が記されている。

共通点は多用途に使える融通性のある大空間と、小集団で使う小室群という構成である。上掲設計者は大空間を公会堂、小室群を公民館と解釈したようである。つまり池辺案のような公民館構想の具現化ではなかった。

別棟や2階に置いて直接外部から入れるようにした大集会室(ホール)と、小室群とにゾーン区分した公民館は、全国各地で見られる。

新建築に掲載された著名な建築家の作品事例がどのように影響したか否かは検証できていないが、公民館建築の一類型といえるものである。

各市で中央公民館あるいは市民会館と呼称して、大ホールと小室群を合わせ持つ大規模施設が建設されている。一市町村に一つ設置するシンボリックな住民のための集会施設として機能した。

全公連では、市町村住民のための市町村立施設としての公民館を確立すべく、1959年より1975年まで毎年、定例の年次大会で「公民館設置の義務化」を決議している。

都市部においては、公民館の利用対象区域を中学校区程度に設定すると、複数の公民館が必要となる。その適性配置がまず課題であった。複数の本館(地区館)一分館という体制を採るか、中央公民館というワンセンター体制を採るか、両者を並列させるか、市町村の財政と施策が公民館設置に大きく関わってきた。

4. 公民館の呼称

公民館の普及にともない全公連の機関誌である月刊公民館が1955年に創刊されている。その誌上に見られ

る施設の呼称から、施設呼称の統一が図られた1960年までに、さまざまな公民館像の展開があったことがわかる。

表1 (月刊公民館に出現した公民館の呼称 1953～1959)

出現年	施設概念	公民館配置方式	活動内容
1953			(青年学級)
1954			(原水禁運動)
1955			(新生活運動)
1956	市町村立公民館	独立公民館	床屋公民館
	都市公民館	中央公民館	脱穀場公民館
	市街地公民館	地区公民館	製パン所公民館
	部落公民館	本館	政党公民館
	町内公民館	分館	商人公民館
1957			(勤労青年教育)
1958	優良公民館		
1959	走る公民館	中央本館	
	併設公民館	部落分館	
		支館	

表1「活動内容」にある呼称はキーワードとなったもので、「床屋公民館」は実際に理容室を置いて、そこが集いの場となっている事を表している。「商人公民館」は物産の販売や交換の場として賑わっている様を表している。いずれも比喩的呼称である。

1960年、各都道府県教育委員会あてに「公民館の設置及び運営に関する基準」の取り扱いについて、という文部省社会教育局長通達が出されている。ここに留意点として「公民館の呼称」が付記されている。

(イ) 市町村の全域を対象とする公民館の場合

〇〇市(市立)公民館

〇〇市(市立)中央公民館

(ロ) 一定区域を対象区域とする公民館の場合

〇〇市(市立)〇(地区名)〇公民館

(ハ) 分館の場合

(イ)(ロ)の次に〇〇分館

(イ)(ロ)の対象区域内にもうけられる類似施設の場合

〇〇市〇〇町内公民館

〇〇市〇〇部落公民館

〇〇市〇〇地区〇〇町内(部落)公民館

公民館の呼称において、対象とする区域が明確に表されることとなる。市町村が設置する地域施設としての公民館名称が確立し、中央公民館・地区公民館・分館と類似施設(類似公民館)に分類された。

1960年の文部省指定統計社会教育調査では、本館7,977館、分館27,366館となっている。

5. 「公の施設」

1963年、地方自治法に244条「公の施設」の条項が加わる。その定義は「住民の福祉増進と住民による利用」「住民の直接的継続的利用が前提で人的サービスを伴うもの」である。行政的管理からの規定で財務的管理とは区別されるとしている。したがって公設競馬場やゴミ処理場などはこの規定による「公の施設」の範囲外となる。

1960年代、経済の高度成長とともに各地の公共施設整備が進み、地域施設として各種建物が出現した。公民館にあつては市町村合併や学区区再編などと連動して、本館、分館の整理が進んだ。

経済成長とともに拡大した住民が利用する公共施設の種類と数を整理するについては社会指標ということで検討がなされている²⁾。

ここでコミュニティ生活の質を示す以下の指標がある。

- 1) 住民が豊かな生活をする為に参加できる住民団体や組織が存在する事
- 2) 住民が豊かな生活をする為に利用できるコミュニティ施設と福祉サービスが存在する事

さらに「シビル・ミニマム」という概念が出されている。政治学者松下圭一の造語と言われるが、市民が安全・健康・快適・能率的な生活を営む上で最低限の条件として必要な施設、ということである³⁾。

このようなシビル・ミニマムの文脈の中で、生活環境施設の目標水準ということで、公民館についての解説がある³⁾。

公民館の役割については、1963年の文部省資料「進展する社会と公民館の役割」を踏襲している。すなわち「公民館は、地域住民がつどい、たがいの交友を深める場であり、ひとりひとりが、自ら学ぶための場である」とし、さらにコミュニティづくりのセンターとして主導的役割を担うものとしている。

そして、設置にあたっては他の公共施設との複合ないしコミュニティ・センターとして設置する事が望まれている。

配置は中央公民館を市域に1カ所、地区公民館を小学校区単位に1カ所設置するとしている。

公民館はシビル・ミニマムとして存在するコミュニティのセンター（拠点）であり、そのコミュニティ単位は小学校区ということである。

6. 地域計画に関わる公民館

公民館がコミュニティのセンターであるという一方で、1970年代に自治省や国土庁所管の公共事業で「コミュニティセンター」という施設名称が出現した。そのほかにも下記のような名称を持つ各省庁所管の国庫補助による地域施設が全国各地に建設された。

- ・（基幹・漁村・構造改善・山村開発・就業改善・生活改善・ふるさと・農業環境改善）＋（センター）
- ・（漁業研修・多目的研修・郷土文化・研修集会・公立文化・田園都市中核・農業者総合研修）＋（施設）

地域施設縦割りスタレ状といわれるように乱立した。そして法的根拠を持つコミュニティのセンターという概念と、建物名称としてあるだけのコミュニティセンターとは全く次元の違うものであるにもかかわらず、公民館とコミュニティセンターの違いが論議されるようになる。また対象地域がコミュニティ（地域共同体）として存在しているかとなると、そこにも疑問符がともなう。そこで包括的な地域センターという施設名称も出現してくる。

各市町村での地域施設配置にあつて、政令指定都市を除くと、公民館が地域施設配置の基幹となっている事例が圧倒的に多い。法的根拠を持ち、設置基準を明らかにして整備が進められ、全国集計で公立中学校数と小学校数の中間の施設数を持っていることから明らかである。

公民館配置については、

- ・本館のみ（中央館・地区館）
- ・本館（中央館・基幹館・地区館）と分館
- ・本館（地区館）並列

などの配置形態がある。ここで基幹館とは自治体内分割区中央館を意味する。

1967年、全公連が提言した「公民館のあるべき姿と今日的指標」では本館並列方式が推奨されている。同会が2004年に行った調査では、以下のようになっている。

中央館	16%
基幹館	4%
地区館	59%

分館	17%
その他・不明	4%

独立した地区館並列が基本で、市域拡大に伴い基幹館や分館が必要となる。大都市部では図3に示すように3段階方式がある。中央館は所在分割区（ブロック）の基幹館を兼ねる、基幹館は所在地区の地区館を兼ねる。すなわち中央館も基幹館も管轄区域内で連絡調整に当たる役割を担うということであり、縦割の統括系列を意味していない。

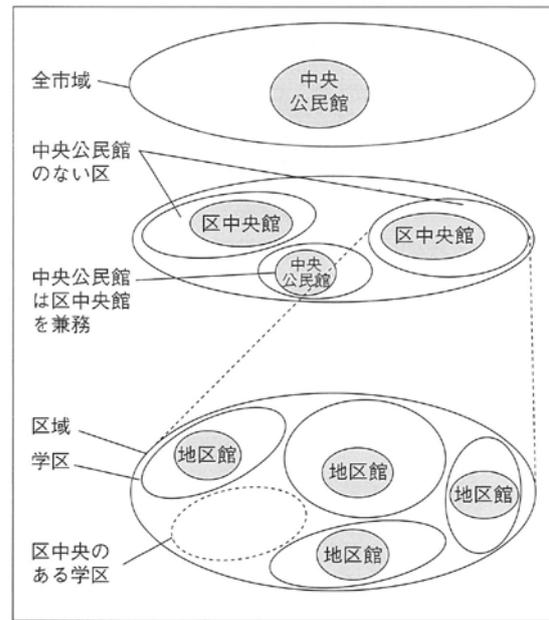


図3 公民館の三段階配置（多田豊 作成による）

公立（市町村立）公民館のほか、（町内・校区・部落・字）公民館などの自治公民館がある。法人公民館も若干ではあるが存在する。公民館類似施設（類似公民館）とされているものである。全国公民館連合会2002年調査では、公民館類似施設総数76,883館で、うち公民館という名称をつけている施設が48,693館ある。

自治公民館については別途見ることにするが、施設数で見ても、市町村の地域計画のなかで、公立公民館と自治公民館が二重構造になっていることがわかる。

7. 地域施設の均等配置

「公の施設」の配置にあつては、住民に均等にサービスが行き届くことが原則である。地域格差をなくすための施策が求められる。しかし小・中学校区すべての施設配置網を一気に完成させるには莫大な資金が必要であ

り、市町村の政策の基本計画に関わる長期計画とならざるをえない。長期計画遂行時に政策変更があったり、人口構造の変化や社会情勢の変化で施策変更を余儀なくされる、あるいは計画未完のまま終わる場合が多々見られる。

昨今の公民館については、地域公共施設統廃合や老朽化によって滅失してしまう例が増えている。

そんな中で公民館網を完備し、充実した施設と活発な活動を維持しているところも少なくはない。

千葉県浦安市の事例を見てみよう。

公民館網完備の経緯は割愛するが、浦安市は全国自治体の中で財政力指数が常に上位を占めている豊かな自治体である。公民館整備は1953年公民館条例制定、中央公民館は1963年新築、1985年改築を行っている。

人口約16万人（74000世帯）、市域面積17.29km²の市域に7館の公民館を並列配置し、隣接する公民館はほぼ徒歩圏域にある。いずれも図書館を併設した2000㎡以上の大規模施設である。他に公民館と競合するような地域施設はない。1985年建築の中央公民館1階平面を図4に示す。4階建てRC造で、延べ床面積3732㎡。各階1階と同じ位置にラウンジがある。2階に、保育室・調理実習室・視聴覚室・和室、3階に工芸工作室・会議室（3室）、4階に大集会室（224㎡）となっている。設計は（株）アール・アイ・エイ。

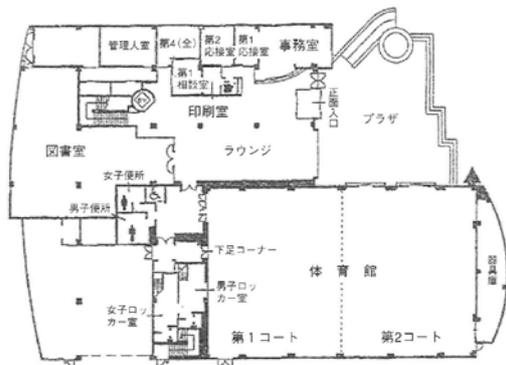


図4. 千葉県浦安市中央公民館一階平面図

本稿上掲の図2池辺陽「公民館試案」と比べてみると、談話室・娯楽室がラウンジと呼び名を変え、保育室が加わっただけで、所要室とその構成に大差がないことに気づく。住民の直接的継続的利用を支える地域施設（公の施設）のあり方の基本は、時代の変化にも関わら

ず普遍性を持っているようである。

地域計画に関わる公共施設として、公民館は多くの事例と示唆をもって現在も存在している。

小結

公民館の始原にあつては、地域自治・地場産業活動・青少年育成・町づくりなど、昨今の地域公共施設の課題と同様の課題が見られる。つまり公民館構想は現在にも適応できる。

公民館建築の展開には、中央政府やオピニオンリーダーによる発展過程と、地方自治体の実態がもたらした展開という二つの側面がある。

多様な地域計画のもとに、市町村域で「公の施設」が各種配置されてきた中で、公民館がコミュニティのセンターとして地域計画の中心的存在となっている多くの事例がある。地域施設計画の規範を公民館建築の展開過程から学ぶことができる。

次報では、生涯学習社会移行とともに社会教育施設のネットワークが再構築され、公共施設の複合と連携が進められた中での公民館建築の展開についてみることにする。

注

- 1) 「公民館史資料集成」小林文人・横山宏編、1986年、エイデル研究所
- 2) 「社会指標 よりよい暮らしへの物さし」国民生活審議会調査部会編、1949年、大蔵省印刷局
- 3) 「シンプル・ミニマムの設計—10万都市の生活環境施設の目標水準—」都市生活環境研究会（自治大臣官房企画室内）、1973年、帝国地方行政学会

参考文献

- 1) 「公民館のあるべき姿と今日的指標」1967年、全国公民館連合会
- 2) 「都市公民館の変遷からみたコミュニティ基幹施設の整備過程」浅野平八・多田豊・内山良子、日本建築学会計画系論文集第626号、2008年4月

浅野 平八（あさの へいはち）日本大学生産工学部建築工学科教授、専門：建築計画、論文に「地域集会施設の機能構造に関する研究」、主著「地域集会施設の計画と設計」「風土の意匠」、工学博士 1945年生まれ

「地域公共施設の集約と公民館」

浅野 平八

はじめに

「公の施設」という住民主体の施設概念が地方自治法にあり、「コミュニティのセンター」という枠組みがシビル・ミニマムの文脈の上にあることを前回示した。公民館は上記の概念に該当する代表的な地域施設である。

しかし、1969年の国民生活審議会答申で示された「新地域社会構想」では、各地でのコミュニティ構想立案を提起したことを受けて、各地でさまざまなコミュニティのセンターが建設された。

また1990年に施行の生涯学習振興法により、地域における生涯学習に係る総合的な機会の提供を促進するための措置が求められ、各地で公民館の再編成や統廃合が行われた。

このようなことから、公民館は関連する地域公共施設との複合と連携を余儀なくされることとなる。

1. 地域的拠点形成のための公共施設の集約

市町村の総合計画の中で、地域的拠点形成が課題となる。1971年、自治省から「コミュニティ対策要綱」が発表された。その背景には前掲の「新地域社会構想」があった。そこで公民館は古いもの、コミュニティセンターが新しい時代にふさわしいものという風潮が生まれて来たように思う。「コミュニティのセンター」という概念がコミュニティセンターという施設名称に短絡してしまった嫌いがある。

そのような時期に建設された公民館の事例を一つ検討しておきたい。

1975年竣工の有名な沖縄県今帰仁村中央公民館である。延べ床面積716㎡の小さな施設がなぜ有名かというと、沖縄という風土から突然建築ジャーナリズムに躍り出た、まさに近代建築の崩壊を指し示すかのような建築だからである。さらに設計者が「象設計集団+アトリエ・モビル」というユニークな組織であり、作家個人ではなく、組織体として初めて建築学会作品賞を受賞し



写真1 沖縄県今帰仁村中央公民館

たことによる（写真1）。

この公民館建設については、設計者の一人である平井秀一が「ぼくらは沖縄・今帰仁村で何をしたか」村人とともに作業した竣工までの4年間を次のように紹介している³¹⁾。

- ・本土復帰事業や沖縄海洋博事業にとられない、村独自の総合開発計画
- ・一般村民の自由参加による「ムラづくり委員会」設置
- ・書式、形式を問わない村民からのアイデア募集
- ・村民の生活感覚を共通認識にした将来像の策定
- ・村民の集まりの拠点となるコミュニティ施設
- ・村役場と一体的な空間を創り出す村民センター
- ・集まりの拠点となる村民広場の整備
- ・中央公民館の建設と敷地選定
- ・村役場と中央公民館の付かず離れずの関係形成
- ・村の誇りとなる施設づくり
- ・大屋根の下の鍵を必要としない吹き放ちの空間

この中央公民館を視察した建築史家・村松貞次郎は「南海への流人が設計し建てたシェルター」「建築の初心」というにはあまりにも重い、もっと本能的なものの提示」と記している。（「日本の現代建築」新建築1978年11

月臨時増刊)

またこの建築は社会教育界にも波紋を拡げた。「社会教育ハンドブック」(社会教育推進全国協議会編、1979、総合労働研究所)で、象設計集団が提示した施設モデルが紹介され、下記のコメントが付記されている。

「村づくりの中心に字公民館を位置付けている点や、建物の設計も地元の社会教育関係者と東京の新進建築家グループとの合作による地元風土にマッチしたものである点に学ぶことは多い。」

現在の今帰仁村中央公民館の周辺には、村役場に加えて総合運動場・村民プールが整備されている。また総合開発計画で当初村民広場として設定された敷地にはコミュニティセンターが建設されている。まさに地域的拠点形成のために公共施設が集約的に設置された村民センターができています。

近代標準から脱却した土着的建築として、また国庫補助金をうけて建設する公民館を、官の系譜から民の系譜へ置き換えた、先駆的な事例である。

2. 生涯学習社会への移行にともなう社会教育施設の複合

生涯学習は、1965年ユネスコ第3回成人教育推進国際委員会でのP.ラングランにより提唱された「生涯教育について」を端緒として、20世紀末の世界で主導的教育理念となった。日本では当初「生涯教育」、のちに学習者の主体を重視して「生涯学習」と言うようになった。

1971年に出された社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では、学校教育を含めた教育の全体計画の必要性が提示されている。

公民館にあっても、独自性を堅持する教育機関という立場が危うくなってきた。教育計画だけではなく、一般行政計画の中で「公の施設」の管理運営が検討され、公民館の有効活用が求められた。地域施設計画を総合的に展開するためには、「公の施設」の複合や連携が不可欠となった。その背景には公民館以外にも住民の利用に供する国庫補助施設が各省庁で立案され乱立したことがある。

施設機能を複合した単純な、しかし重要な事例をみてみよう。これも沖縄県の事例である。



写真2 那覇市小禄南公民館・図書館

沖縄県には集落単位で(字)公民館がある。各字の住民自治会が自前の資金で作った。これらと連携して市町村立の地区公民館と中央公民館がある。さらに防衛省補助金による学習等供用施設などがある。各市町村ではこれら公共施設を有効に活用すべく連携を促進することとなる。

那覇市小禄南地区(旧小禄村で1954年那覇市に吸収合併された)に、1982年地区公民館と地区図書館を合築した施設が建設された(写真2)。

小禄南地区内の人口は当時約43000人、19の自治会があり、それぞれが字公民館を持っている。それらをネットワークする役割がこの施設にある。また急激な人口増加により住宅地開発が進んだ地区での新住民の拠り所となる役割がある。

この施設は住宅密集地の小高い丘の上に広場を設け、それを取り囲む階段状の建物によって構成されている。建物は地区内のどこからでも見えるようにシンボル化されている。各集落自治会との連携、公民館と図書館という地域社会教育施設の基幹となる施設相互の複合である。この複合施設には都心周辺住宅地における、旧住民と新住民が交流する地域的拠点形成という意図が含まれている^{*)}。

1984年に臨時教育審議会が「生涯学習体系への移行」を提言し、1989年には文部省社会教育局改め生涯学習局から「生涯学習施設ネットワーク推進事業」が提示される。県単位で生涯学習推進センターが設置された。各市町村では生涯学習センターが登場した。社会教育・文化・労働施設という分野で国庫補助対象となった施設に次のようなものがある。

公民館・図書館・博物館・歴史民俗資料館・青年の家・少年自然の家・視聴覚センター・生涯学習推進センター・婦人教育会館・働く婦人の家・勤労婦人センター・コミュニティセンター

既存の公民館は生涯学習社会への移行の方向で整理され、独立した本館から、上掲の国庫補助対象施設などと複合・連携した事例が多くみられるようになる。

1990年には文部省「文教施設のインテリジェント化」に関する調査の中で公民館も対象となる。生涯学習という枠内で重複する機能を集約するにあたって、コンピュータ・高度情報通信網・放送衛星などの多様な情報手段の出現が、公民館配置の再編を促した。インテリジェント化された生涯学習センターが中央公民館的役割を担い、並列配置された地区公民館と連携するというネットワークもみられるようになった。

3. 大規模複合施設と公民館

1960年代までの経済成長とともに、各市は会館ホールを競って建設した。1市に1つの大規模で豪華な施設が出現し、地方に都市的イベントを運び込む受け皿となり舞台設備を整えた。

そして各市の「1点豪華主義」の中に公民館が組み込まれることとなる。「デラックス公民館」（1972年）の名前も生まれた。公民館の事務室やロビーなど、利用者と公民館活動の接点となる施設空間が会館ホールと兼用されることになる。これは複合化のメリットとされた。

新潟県新潟市市民文化会館・公民館の事例（1980年）を検討してみよう。

この施設は新潟市のみならず、下越地方の文化的拠点として計画され「市民文化会館・公民館」という名称で開館した。大部分は1002席の固定席をもつ半円形ホールである。1階に楽屋や作業場があり、2・3・4階が客席となっている。公民館部分は図1の左下部分で、講堂・会議室・講義室・展示室・工作実習室と和室3室である。公民館事務室や公民館ロビーはない（図1）。

地域に継続する公民館活動の場所は確保したい、広域対象の公共ホール（約1000席）も実現したい、という計画当時のジレンマが見える。設計者内井昭蔵は文化行政の貧困を指摘し、国の助成金を受けるために画一化してしまう建築を批判した。この市にこれだけの規模のホールは必要ない。この地域の風土、人情、歴史に立脚



図1 新潟県新潟市市民文化会館・公民館（同館パンフレットによる。グレーゾーンが公民館領域）

して110の文化サークルが活動する場にふさわしい独自の姿を求めたのに、行政制度のあらゆる制約が全国一律な文化会館づくりに向かわせた、という批判を記している（新建築1980年9月号）。同時にこの誌面には「健康な建築」という論文が掲載されている。この建築で内井が求めたかったものがここに別記されている。

- ・有機体としてある建築も健康でなければならない
- ・建築の健康とは、スピリットの健全さが基本
- ・建築のスピリットは空間が表現する
- ・使う人が共に感じ合える空間こそが健康な建築の条件
- ・建築は取り替え可能な都市の部品ではない
- ・機能の背後にひそむ建築の実体を洞察する建築家の力量こそ重要
- ・建築の敷地ばなれ、施主ばなれ、技能ばなれによる地域性や個性の喪失が問題
- ・共感を呼び人の心を動かした建築には、場所の独自性、施主の主体性、職人の技能がある

公民館の社会教育施設としての認識の欠如により、文化会館等大規模施設と公民館の合築には、公民館活動を埋没させ、公民館建築を喪失させてしまった事例は多い。

4. 複合文化施設と公民館

公民館が多様な地域施設のなかに埋没してしまう状況にあっても、地域の拠点を形成する公共施設の設置

は加速した。多額の公共投資が行われた1986～1991年のバブル景気の時期に建てられた地域施設は建築ジャーナリズムに頻繁に登場した。

公民館、中央公民館、文化会館、市民会館、文化センター、複合文化施設、コミュニティセンター、地区会館、公会堂、市民プラザ、多目的ホール、シビックセンター、タウンホール

などが著名建築家や大規模組織設計事務所の作品として雑誌「新建築」に掲載されている。

また画期的な出来事として、公民館を含む地域施設の公開設計競技が行われた。1985年の神奈川県藤沢市(仮)湘南台文化センターの「公開プロポーザル・デザイン・コンペティション」である。

この競技の目的としては、

- ・ 地域文化の新しい拠点を創造すること
- ・ 周辺地域を先導する新しい街並みを形成すること

以上の2点が挙げられている。

建築条件として、施設総面積12300㎡以内に下記の機能を設定することが求められている。

- ・ 市民センター・公民館
(北部区画整理事務所含む)・・・3000㎡
- ・ 子供文化センター
(プラネタリウム含む)・・・3500㎡
- ・ 市民ホール(800席)・・・2800㎡
- ・ 駐車場(100台)

審査員は、市長・市議会議長・学識経験者1名に加え、磯崎新・清家清・楨文彦という当時第一線で活躍する高名な建築家がついた。結果は、長谷川逸子の斬新なアイデアが選ばれた(写真3)。

このコンペについて、近江栄「建築設計競技」(1986年、鹿島出版会)では、革新的な提案が選ばれたのはプロポーザルという設計者選定方式によるもので、無名の實力ある新人の登竜門となったとしている。

竣工後は、「子供・地域・対話」を基本理念とする施設として運用され、下記の施設内容となった。

- ・ こども館(展示ホール・宇宙劇場/プラネタリウム・ワークショップ)
- ・ 市民センター・公民館(行政事務・地域活動支援・市民活動の場の提供)
- ・ 市民シアター(可変円形舞台)
- ・ 回遊庭園

この施設も社会教育研究者から注目された。月刊社会



写真3 神奈川県藤沢市湘南台市民センター・公民館

教育(2000年4月号、国土社)に設計者である長谷川逸子のコメントが掲載されている。「提案・公開・対話」と題して、「建築を単なる工学物体としてではなく、文化や芸術の活動場所としていくという共同認識」をもつこと、「建築家は未完の場を引き渡すだけで、建築はそこで活動する人達によってつくられる」としている。

藤沢市は現在13地区に行政区画され、地域施設整備が行われている。その一つが湘南台地区である。区画整理が進められている振興住宅地における、子育て、市民活動と特化した演劇活動を複合した施設となった。

5. 地域密着型施設と複合した公民館

公民館における社会教育活動を狭義にとらえてしまうと、学習講座や趣味のサークル活動に施設空間が専用されることとなり、別途、住民の自由な「たまり場」的要素を持つ施設需要が発生することとなる。

千葉県船橋市では、このような施設需要を公民館に統一して、市内各地区(中学校区)すべてに公民館を配置し地域的拠点施設としている。

船橋市では1949年より公民館設置が始まっている。ここで取り上げた事例は1953年に船橋中央公民館分館としてスタートした薬園台公民館である。会館より20年後、分館統廃合により東部公民館に吸収されたが、人口増で1991年に復活した。地域の状況から児童ホームと老人憩いの家を複合した建物となった(図2)。

地域密着型施設の機能は各地の地域的個性を反映して地域的個別の建築物となるため、各種建物が乱立する素地がある。乱立を避けて公民館建築を基軸に地域施設整備を継続した例が船橋市である。現在の船橋市には26公民館が配置され、老朽化した建物も順次公民館として

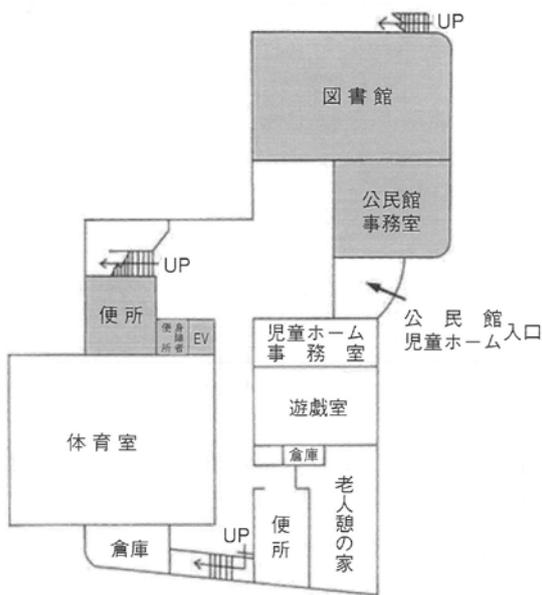


図2 船橋市薬園台公民館（薬園台公民館パンフレットによる）

建て替えられている。この施策は現在全国的に見ると少数例となっている。

6. 公民館の複合と連携

1983年、臨時行政調査会答申で、タテ割り行政の弊害を排除し、同種類助成には適切な調整を行うとされ、具体的には社会教育施設・体育施設・農村生活環境施設等の見直しが提言されている。

1986年の臨時行政改革推進審議会では、会館等公共施設については既存施設の多角的有効利用を促進し新設を抑制するとある。

これまでタテ割り行政の中で構想された各省庁の施策ごとの施設整備（「1 殿堂 1 機能」ともいわれる）を覆して、類似関連施設の複合化を基本とし、有効な社会資本形成を推進しようという行政改革が提言された。

しかしバブル景気のもとでは公共施設建設の勢いは止まらなかった。そのもとで複合型公共施設の数も増加した。

1997年に国土庁から「異なる事業主体の連携による複合的公共施設を活用した地域活性化方策に関する調査報告書」が出されている^{注3)}。

ここでの複合とは、2つ以上の施設機能の一体的整備をいい、複合のパターンとして図3のような整理がなされている。

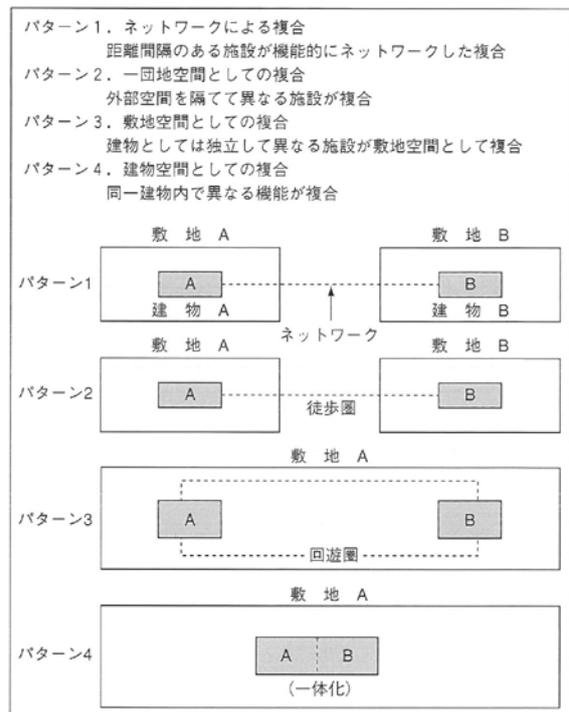


図3 複合のパターン（注3）

図3のパターン1は関連施設との機能的ネットワークであるが、独立した公民館本館が生涯学習センターと連携する事例はよくみられるところである。

本稿1章で示した、公共施設を集約的に設置し村民センターとした今帰仁村の例は、図3のパターン2に当たる。本稿2章で示した公民館と図書館の複合、3章の公民館と市民会館の複合、5章の公民館と老人憩いの家・児童ホームとの複合は、いずれも図3のパターン4に当たる。合築といわれるものである。

本稿4章で示した、公民館とこども館・市民センター・市民シアターとの複合は、パターン3である。

国土庁の報告書^{注3)}にある複合型公共施設整備事例一覧574事例から公民館の複合事例を見てみる。公民館となんらかの施設の複合事例は59事例である。全事例の約1割ということである。この調査時点（1996年）での全国公民館数は本館11446館、分館6373館であるから、公民館の複合事例は少ないといえる。

公民館と複合する施設機能で最も多いのは図書館である。複合公民館建築59事例中、20事例に図書館が含まれている。公民館にはその構想当初めから図書閲覧機能や資料収集機能があり、公民館図書室も普及している

ことから、当然の複合形態といえる。

そのほか、公民館と複合する施設には会館等公共施設・学校・行政支所（出張所）・児童施設・老人福祉施設などが少数例ある。またショッピングセンターや鉄道駅舎との複合事例が1例ずつみられる。

地域施設の複合にはメリットだけでなく、デメリットもある。独立した施設としての運用が干渉し合い、事業主体の独自性が阻害される場合がある。不特定多数の不定形な利用を受け入れる公民館と、定期的定型的な活動の多い施設では、施設空間の領域区分が必要となり複合のメリットがなくなる。

また公民館建築には、すべての住民に開放されることで生まれる雰囲気がある。この公民館らしさが消滅してしまう複合では、メリットよりデメリットの方が大きくなる。

1997年時点での複合と連携の事例で、公民館が少ない実態は、公民館の独自性、独立性が発揮されていたことを示すものではないだろうか。

小結

地域計画に係る公共施設としての公民館について、行政改革を伴う複合問題に焦点を当てた。

地域的拠点形成に公民館的施設は不可欠なものであるが、寄せ集め的な施設機能を持つ地域密着型施設にとど

まることなく、公民館制度を担保した施設整備がなされている事例から学ぶところは多い。

注

- 1) 建築知識1977年8月号 特集「コミュニティセンターをどう計画するか」
- 2) 建築知識1983年5月号 特集「地域センターづくり・再考」
- 3) 監修；国土庁計画・調整局 編集；複合型公共施設研究会「複合と連携」1997、ぎょうせい
- 4) 浅野平八「地域集会施設の計画と設計」1995年、理工学社

訂正 前回（連載その3）P17で、新日本建築家集団の略称がNUAとなっております。正しくはNAUです。お詫びして訂正致します。

参考文献

- 1) 社会教育推進全国協議会編「初版社会教育ハンドブック」1979年
- 2) 日本社会教育学会編「現代公民館の創造—公民館50年の歩みと展望」1999年、東洋館出版社

浅野 平八（あさの へいはち）日本大学生産工学部建築工学科教授、専門：建築計画、論文に「地域集会施設の機能構造に関する研究」、主著「地域集会施設の計画と設計」「風土の意匠」、工学博士 1945年生まれ

「地域創造型公民館の展開」

浅野 平八

はじめに

「公民館」は古いと言われることがある。建築領域でも過去の事象として看過する人達もいる。ところが公民館は生きている。

本年10月「持続可能な開発のための教育」(ESD)^(注1)の推進における「公民館とコミュニティ学習センター(CLC)の役割を考える国際会議」が岡山市で開かれ、成果文書に「効率的で機能的な公民館やCLCをつくること」が明記された。

これについてはさまざまに論議があるが、公民館が主役になったことは確かである。

日本公民館学会年報(2006年)「公民館60年の歴史の総括と展望」がある。そこで小林文人は「公民館発達論」の中で、

第一世代：寺中構想と初期公民館

第二世代：法制化を経た近代化過程

第三世代：学習権論と住民参加型公民館

第四世代：生涯学習・行政改革下の公民館

を示し、1990年代から2000年にかけて胎動した公民館を第五世代の「地域創造型公民館」とし、それを受けての第六世代公民館論の課題は「市民主導型公民館」を考えることであると問題提起している。

ESDのための効率的で機能的な公民館、そして地域創造～市民(住民)主導ということになると、草創期の理想に満ちた公民館や今も全国に展開している自治公民館が思い浮かぶ。これらの系譜をたどってみよう。

1. 公民館と地域計画

上掲の日本公民館学会年報に上野景三の『第六世代の公民館を深めるために』という論考がある。「公民館と地域計画」の項で公民館の前史的事象がまとめられている。要約すると以下のものである。

- ・地域計画の系譜として位置付けられる農村公会堂や都市市民館がある。

- ・農村公会堂については、1902年に横井持敬、徳田秋声が発表した「小説 模範町村」での記述がある。
- ・横井持敬はE.ハワード「明日の田園都市」を日本に紹介した。
- ・都市における地域社会改革は、隣保館、市民館によって進められた。
- ・1900年代の大阪市市民館には、L.マンフォード「都市の文化」(1938年)の影響が見られる。

等の指摘は、公民館建築史をたどる上で示唆に富む重要な事象である。

公会堂については上記の農村公会堂と都市公会堂とは区別しておくかなければならない。初期の都市公会堂は、講堂を大規模化したような各種行事や講演会等に使用するホール建築で、場所の提供機能が主目的であったからである。

都市公会堂のさきがけとしては、1918年竣工の岡田信一郎設計による大阪市中央公会堂がある。

1928年竣工の大分県別府市公会堂は吉田鉄郎の設計で、1950年に市民会館、1960年に中央公民館と看板を掛け替え、現在でも中央公民館として保存使用されている(写真1)。

大正から昭和初期にかけての公会堂建築には文化財となっている建物が多くある。

1929年に菅原亀五郎は「理想郷土の建設」のなか



写真1 別府市中央公民館(元同市公会堂, 1928年竣工)

で「公民館」を中心とした郷土建設を提唱している。

そして、1946年、公民館構想が寺中作雄・鈴木健二郎を中心として策定された。寺中の著作「公民館の建設」(公民館叢書第1編、1946年)の自序には次のように書いてある。

「公民館の構想は文部省の創案にかかるものではない。終戦後の混乱たる世相の中から、これではいけない、なんとかせねばならぬとして起き上がろうとする人々の胸の中に期せずして湧き上る鬱勃たる建設の意欲が漠然と公民館を求める心となったのである。」

公民館の始源には地域創造の理想を追う人々の姿がある。

2. 初期公民館と建築

戦後建築の指標を巡って建築界では激しく運動が展開された。建築文化連盟が結成され、NAU(新日本建築家集団)へと発展して行く。NAUの副委員長であった池辺陽の公民館試案については、本連載(その3)で紹介した。

1949年、『新建築』が復刊となり、その年の1月号に宇田忠弘の「積雪地の公民館案(community center in Yamagata)」が掲載された。山形県教育委員会の計画に基づいて設計したものである。そこには「文部次官通牒として公民館設置運営要綱というものが示されて、社会教育上、大きな期待がかけられたものである。建築文化連盟でも大いにその建設については推進に努力したのであるが、多くの隘路はまだ解決されていない。ここに取り上げたものは地方文化の一端をしめすものである。」とある。



図1 積雪地の公民館案(1949年)

1953年、日本建築学会事業として毎年行われている設計競技課題に公民館が登場した。1952年同学会が出版した建築設計資料集成に初出した公民館について、具体的提案を広く建築界に求めたものである。

この公民館課題の募集規定には、

1. 場所：小都市(人口5万人以下)
2. 性格：現行の社会教育法によって規定されているが、将

来都市計画における住区の中心施設としてコミュニティセンターに利用されるよう考慮されることが望ましい。

3. 規模および構成：講堂(約1000人を収容、ステージ)、事務所・館長室、会議室、図書室、小集会室(2)、和室(30)、厨房、小使、宿直室など約1200㎡である。

以上の規定のほか、社会教育法を参照することが求められている。

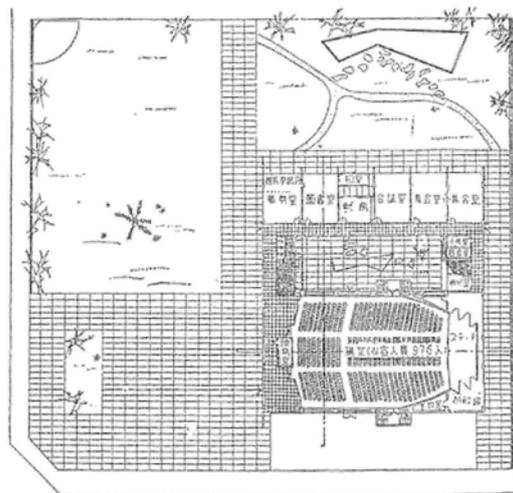


図2 1等入選 宮入 保 案(1953年)

設計競技入選1等案(図2)は、976人収容684㎡の講堂が建物の半分を占め、これと中庭を挟んで西側から順に、事務所・館長室、図書室、会議室、厨房・和室、小集会室(2)が並んでいる。

審査評として、「都市と農村、中央と地方で、教育機関が単に場の提供か、あり方が違う。その辺の問題を解決する地域社会の中心施設としての案を期待した。応募案は単に建築についてのみの考察に終わっており基本的問題の考察が足りない。」とあり、反省点として、出題者がコミュニティの性格についてはっきりした映像を与えられなかったことと、応募案には各応募者が設定した地方の特異性が現れていないことをあげている。

この設計競技は、公民館のあり方を決定する作業の主体が、建築者なのか社会教育者なのか、という問題を提起する結果ともなっている。

(写真2)は1954年竣工の長野県飯田市民館で、当時斬新なデザインは「公民館図説」^{注2)}の表紙に掲載されている。

設計は小林和助・平世真一である。鉄筋コンクリート造で、644㎡、941席の大集会室に、展示場・小集会

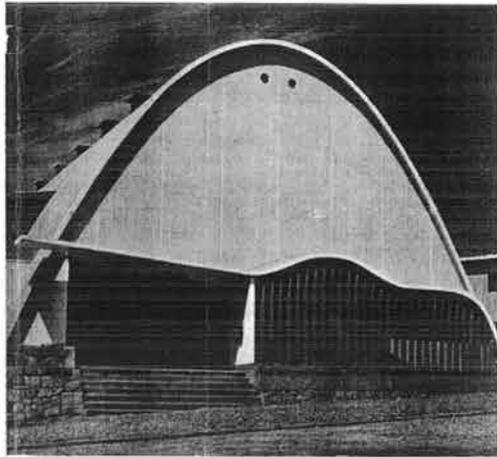


写真2 長野県飯田市公民館 (1954年竣工)

室・事務室が付随している。25帖・15帖・15帖と3室続いた和室は宿泊設備と説明されている。小使室があるのもこの時代の特徴である。

この事例も大集会室の形態に公民館建築が支配されているかのようである。

以上公民館構想に対応する建築案を検討してみた。初期公民館にあっては建築家が公民館に対する理念と認識を持って設計に当たった事例を見つけ出すことは困難であるが、新しい時代の地域の表象として公民館建築を求めた建築家達の足跡が見えた。

初期公民館には、役場・公会堂・自治体警察庁舎・小学校等を転用した建物が多くある。建物よりも先に活動があった。

『公民館図説』^{註2)}に「公民館の本質は」と題した解説図(図3)がある。ここで上の図は産業振興・広報活動・体育レクリエーション・図書活動・青年学級・定期講座などの事業主体としての性格をしめしている。中の図はPTA・労働団体・婦人会・青年団・サークルクラブ代表など各種団体との連絡調整機関としての性格。下の図は社会教育の場としての性格を示した図である。つまり、社会教育の場としての性格を表しているのが建物ということである。社会教育活動のために場所を提供するという公民館の機能を示している。

またこの図説では、「公民館の平面計画」(図4)が示されている。娯楽談話室・実験農場・浴室などの所要室から農村生活に密着した施設が志向されていたことがわかる。

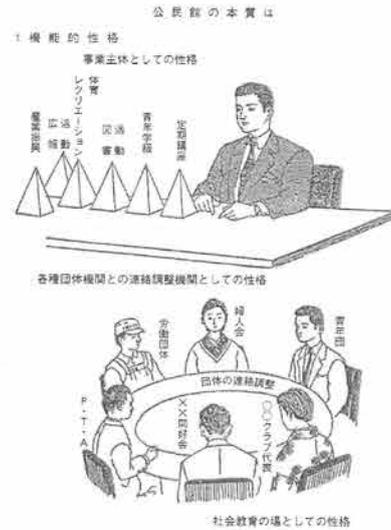


図3「公民館の本質は」公民館図説 P15

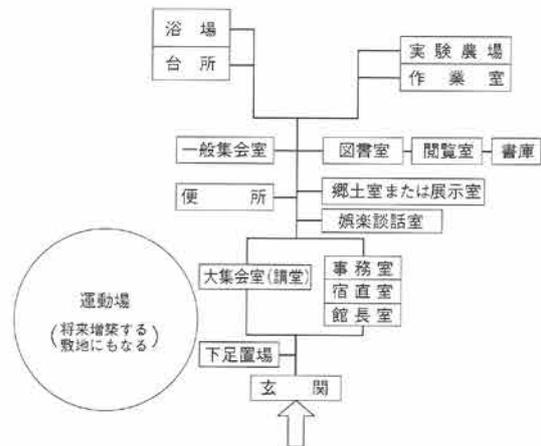


図4 公民館の平面計画 公民館図説 P43

3. 法人公民館

公民館に対する認識が公民館建築の拠り所とならなければならないことは「(その1) 公民館建築の特徴」の項で述べた。公民館の認識を直接表すことになるのは、住民が直営で公民館を建設した場合である。

このような事例として、岐阜県多治見市にある財団法人池田町屋公民館をあげる。

財団法人が設置する公民館（いわゆる法人公民館）とは、社会教育法第21条第2項にもとづく、営利を目的としない法人が社会教育法に定める公民館を設置したものをいう。全国的には2011年の指定統計社会教育調査によると、7館（岐阜県2、大阪府4、鹿児島県1）が存在している。

池田町屋公民館の設置は1947年である。この事例については益川浩一の研究があるので参照する¹³⁾。

1945年の終戦までに部落会の共有財産として保有していた山林を引き継ぐために法人を設立し公民館をつくった。土地は住民の寄付、建設工事は住民の勤労奉仕であった。その開館に当たって「理想郷建設のため目出度く出発」という記述がある。

建物は延べ406m²の木造、ステージがある500人収容の広間、談話室として和室2室が続き間となっている。その他に炊事場と使丁部屋がある。

運営組織がつくられ理事会と教養部・図書部・産業部・厚生部からなる事務局が結成されている。

開設当時の事業として、「住みよい町に仕上げるために」共同浴場、農繁期の保育園を開設、葬式用具一式の貸与などを行っている。

また学級講座の開設や座談会・公聴会の開催などを行い、終戦直後の生産復興・産業指導・生活福祉に関わる活動を繰り広げている。

1988年には公民館を鉄筋コンクリート造2階建て、延べ1018m²の建物に改築している。所有室には多目的ホール・会議室・料理実習室・和室・ロビー・サロン室・喫茶店・郷土資料館・事務室がある。

地域づくりを公民館が中心となって行った事例である。

4. 集落（自治）公民館

社会教育法第42条に「公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる」とある。そこで公立公民館や法人公民館以外の公民館的施設は類似公民館あるいは公民館類似施設と呼ばれる。2004年全国公民館連合会調査によると、全国に7万館余りが存在する。そのうち公民館と称しているものは48693館である。

集落などの地域住民組織が自治的に設置・運営している類似公民館は、自治公民館ともいう。

公民館の萌芽期にあつては、集落単位に公民館が設置され、市町村の公民館体制が形成されていった。そのこ

とから集落公民館・部落公民館・地域公民館などと呼ばれることがある。また公立公民館の分館と位置付け、本館一分館方式となる場合もある。

筆者の取材した2例を紹介しておく。

1982年、北九州市小倉北区の熊谷公民館は都市部で住民自治のコミュニティづくりを行っていた。「お茶の間公民館」として全国紙で紹介されたこともある。1960年代に公害や道路整備問題に取り組んだ住民運動から始まった町づくりが住民自治を促進させた。活動は小学校区自治会連合会と一体となって行われた。建物は木造2階建てで1967年に竣工、1978年に増改築をしている。取材で通された事務室はまるで茶の間、住民が気軽に立ち寄り館員と意見交換して行く様子うかがえた。住民が主体となって建設し運営している地域づくりの第一線で機能している類似公民館だった。

もう一例は佐賀県干拓地の公民館である。写真3は1999年当時であるが、有明海の干拓地にぼつんと建っていた。住宅のような造りで、大広間と和室に台所・便所程度の構成である。散居の地にあっても地域住民が共用する集会施設が必要なことを示していた。全国各地に見られる集落公民館の建築類型の一つである。



写真3 佐賀県有明海干拓地の公民館

図5は、(注2)文献から採取した島根県阿須村公民館の事例である。多目的に使用できる大ホールに公民館活動のための諸室を付帯させた、集落公民館の空間構成の特徴をよく表している。

1階入り口近くに事務室と図書室がある。娯楽室を兼ねた大ホールにはステージがある。ステージの後ろにある日本間は楽屋ともなる。また炊事場に近く飲食交流の場所ともなる。2階は会議室と日本間（8帖と6帖の続き間）である。

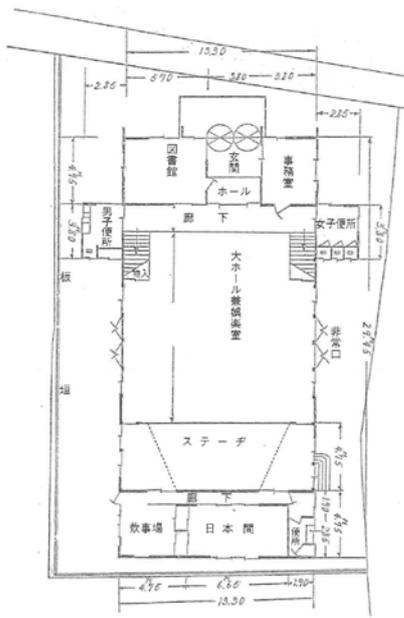


図5 鳥根県阿須村公民館 1階平面図

集落公民館は1960年代以降、町村合併と都市化現象とともに衰退して行った。自然村が解体しコミュニティが崩壊して、地域住民が自治的運営の組織を保てなくなった。このことは公民館分館数の推移をみるとわかる。年次指定統計によれば1955年に27366館であった公民館分館は、1960年には12465館、1968年には5572館に減っている。

一方、公立公民館本館（地区館）は徐々に増加して行った。地域ガバナンスは住民自治から行政主導となり、地域づくりを担う地域組織も行政主導となっていた。

このような状況の中で、鳥取県倉吉市では1959年に部落（集落）公民館と部落会・町内会を一体化させ、自治公民館として再編した。集落の自主的活動が行政の機構に組み込まれるということから、賛否両論の論争がおきている。地域づくりにおける住民組織のあり方が問われたわけである。

倉吉市では現在222の自治公民館がある。おおむね小学校区と同じ圏域で13地区が設定されており、それぞれに地区公民館が設置されている。倉吉市小鴨地区公民館と小鴨地区内24自治公民館を比較してみたのが表1である。他の地区との差は数値と部会である。

地区公民館単位に自治公民館協議会があり、生活道路・上下水道・河川などの生活環境整備要求が市側に提出される。また地区公民館の事業や市の福祉活動に協力

表1 公立地区公民館と自治公民館の比較

	小鴨公民館(地区公民館)	自治公民館(各町区公民館)
組織	・市条例で各小学校区に設置された社会教育機関	・各町区の自主的な住民自治組織で民主的な団体
管理運営	・市が地区管理委員会に委託(指定管理者制度による指名委託・各団体機関で構成)	・施設は住民で管理 ・運営は住民が自主的に行う(総会・役員会・事業等)
職員	・館長(半日勤務) 管理委員会が推薦し教育委員会が任命 ・主事(2名) 管理委員会が任命	・専任職員なし
事業と活動	・各種学級講座の開設 ・スポーツ・レクリエーション活動等 ・地域課題、社会的課題の解決など、社会教育に関すること ・公民館だよりの発行 ・各種団体の育成・協力	・住民の総意で生活全般に関する活動と事業を行う ・自治公民館協議会の構成メンバーとなり、協議会事業や部会活動に参画(館長会、総務部、環境部、社会福祉部、生活文化部、体育部、交通消防部等) ・地区公民館の事業、活動への協力 ・市行政、福祉活動への協力
経費	・市の指定管理料	・住民の負担金
事業	・政治、政党、宗教活動と営利事業	

する。つまり自治公民館が地域づくりの一端をになうことになる。自治公民館には市地域づくり支援課所管の、コミュニティ事業・市民協働活動・自治公民館施設整備・空き家バンクなどへの助成制度がある。

5. 字公民館

沖縄県では公立公民館とは別に、公民館類似施設に相当する字公民館がある。公民館、自治公民館、自治会館、自治会と称する建物で、現在県内に966館が存在する。

古くから集落には村屋という集落を管理するための施設があった。その組織が公民館に受け継がれた。公民館は字（集落）の自治組織であり、自治会事務所である。多様な組織形態が見られるが、行政の最小単位組織としての役割を担うとともに、共同作業や伝統行事、地域芸能の伝承などの活動が、相互扶助の精神（ゆいまーる）を受け継いで継承している。

建物も各地さまざまであるが、基本形がある。筆者らが調査した1980年代当時では、100～160m²程度の規模が最も多く、大規模なものでも500m²程度であった。主要室は講堂（大ホール）・和室・自治会事務室の3種類である。講堂（大ホール）は平土間でステージがついている。直接広場から出入りができるというのが定番となっていた（写真4）。

規模に応じてこの大ホールに適宜、会議室（学習室）・調理室・図書室・娯楽室などが加えられ、工夫をこらした使い方があり多様化していた。

沖縄本島の各字では軍用基地関連収入というものが別格にあり、それらは字公民館整備にも投資されている。



写真4 沖縄県某字公民館の大ホール

その資金で建替えてを行い、さらに充実した施設内容となったものも少なくない。写真5は那覇市内の字公民館事例であるが、建替えとともに敷地周辺部の整理を行い、伝統的な広場や地域の守護神を残しながら地域の環境整備をした。広場に面した大ホールが、広場での集会の際にはステージの役割をするようになっている。小規模な平屋の建物が密集市街地における公共空間となり、地域の拠点的存在となっている。



写真5 那覇市の字公民館（2004年竣工）

結び

公民館類似施設を見てみると、「官の系譜と民の系譜」³⁴⁾が公民館にもあり、類似公民館はまさに民の系譜にあることがわかる。近代建築の理論や建築計画学の理論とはほど遠い所で、地域活動の受け皿として、地域になくなくてはならないものとして設置され整備されてきた公民館建築である。本稿では地域構造の変貌とともに公民館建築

が展開してきており、地域創造の核となっている公民館があることが確認できた。まちづくり政策が各地で推進されている中で、公民館の役割は看過できないものであることがわかった。

公民館の発達段階を本稿冒頭（はじめに）で示したが、公民館建築は発達したのだろうか。本連載（その1）から最終回（その5）まで、公民館建築計画史をたどりながらその疑問は常にあった。

日本建築学会発行の建築雑誌2014年11月号で、「まちづくりのタイムライン」が特集されている。「一つひとつのコミュニティづくりには「はじめ」はあっても明確な「終わり」はない」と特集のリード文にある。その通りなのだが、各地の公民館事例の中に隠れているコミュニティづくり方法論の顛末は検証されてしかるべき課題である。

注

- 注1) 2014年ユネスコと日本政府共催でESD国際会議が開かれた。ESDはEducation for Sustainable Developmentの略。公式には「持続可能な開発のための教育」が訳文となっている。
- 注2) 寺中作雄監修、小和田武紀編著「公民館図説」1954年、岩崎書店
- 注3) 益川浩一「法人公民館の設立・運営に関する一考察—岐阜県多治見市の財団法人池田町屋公民館を事例として—」日本教育学会、教育学研究第78巻第1号、2011年
- 注4) 新建築創業50周年記念、「日本近代建築史再考—虚構の崩壊—」1974年10月臨時増刊号

参考文献

- 1) 日本公民館学会編「公民館・コミュニティ施設ハンドブック」エイデル研究所、2006年
- 2) 日本社会教育学会編「現代公民館の創造—公民館50年の歩みと展望」1999年、東洋館出版社
- 3) 小林文人・鳥袋正敏編「おきなわの社会教育」2002年、エイデル研究所

浅野 平八（あさの へいはち）日本大学生産工学部建築工学科教授、専門：建築計画、論文に「地域集会施設の機能構造に関する研究」、主著「地域集会施設の計画と設計」「風土の意匠」、工学博士 1945年生まれ